



1



0043134-000

279-78

教師と母への児童の安全教育

河上民祐・著

目黒書店

昭13

AHE

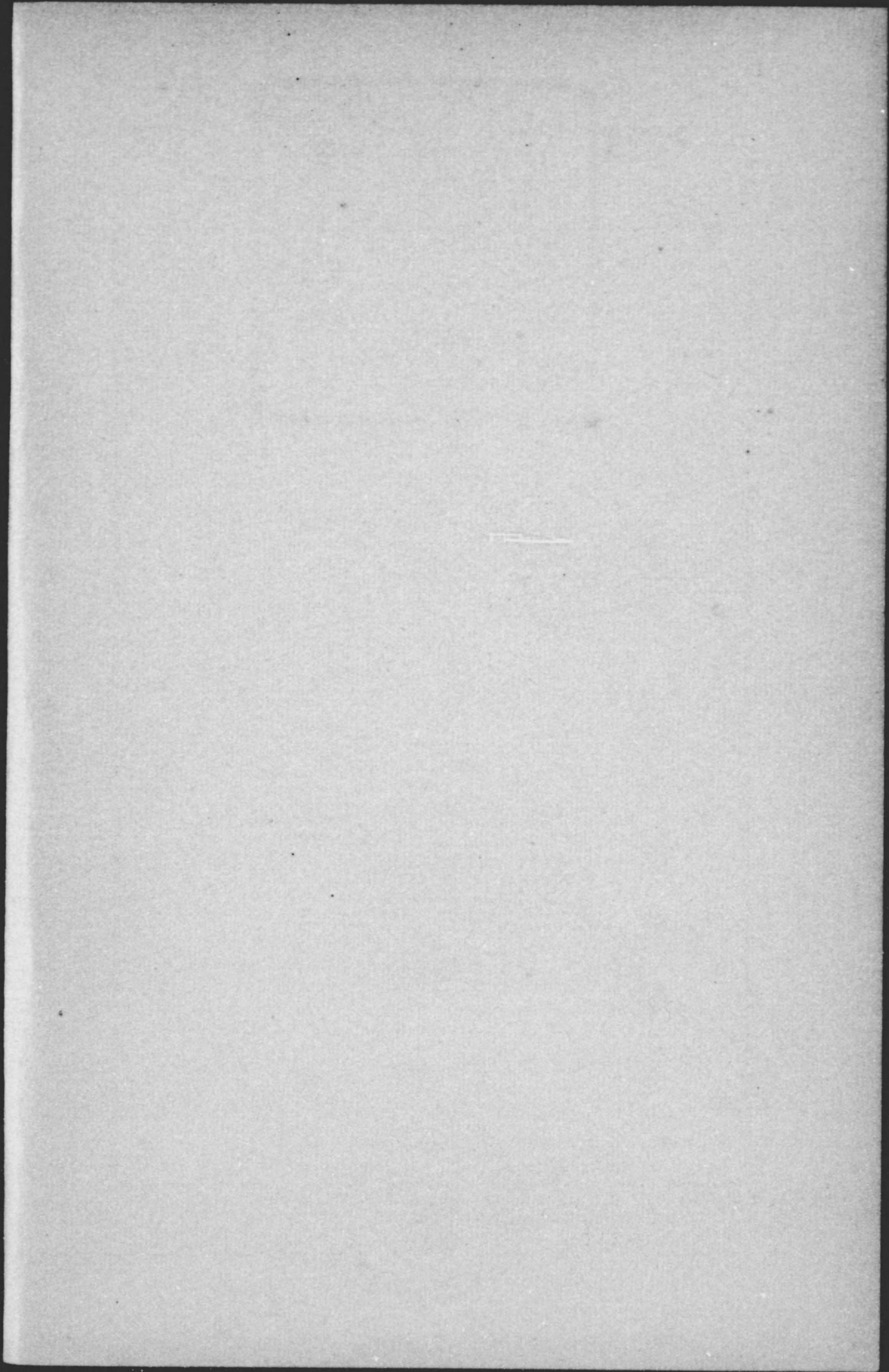
この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

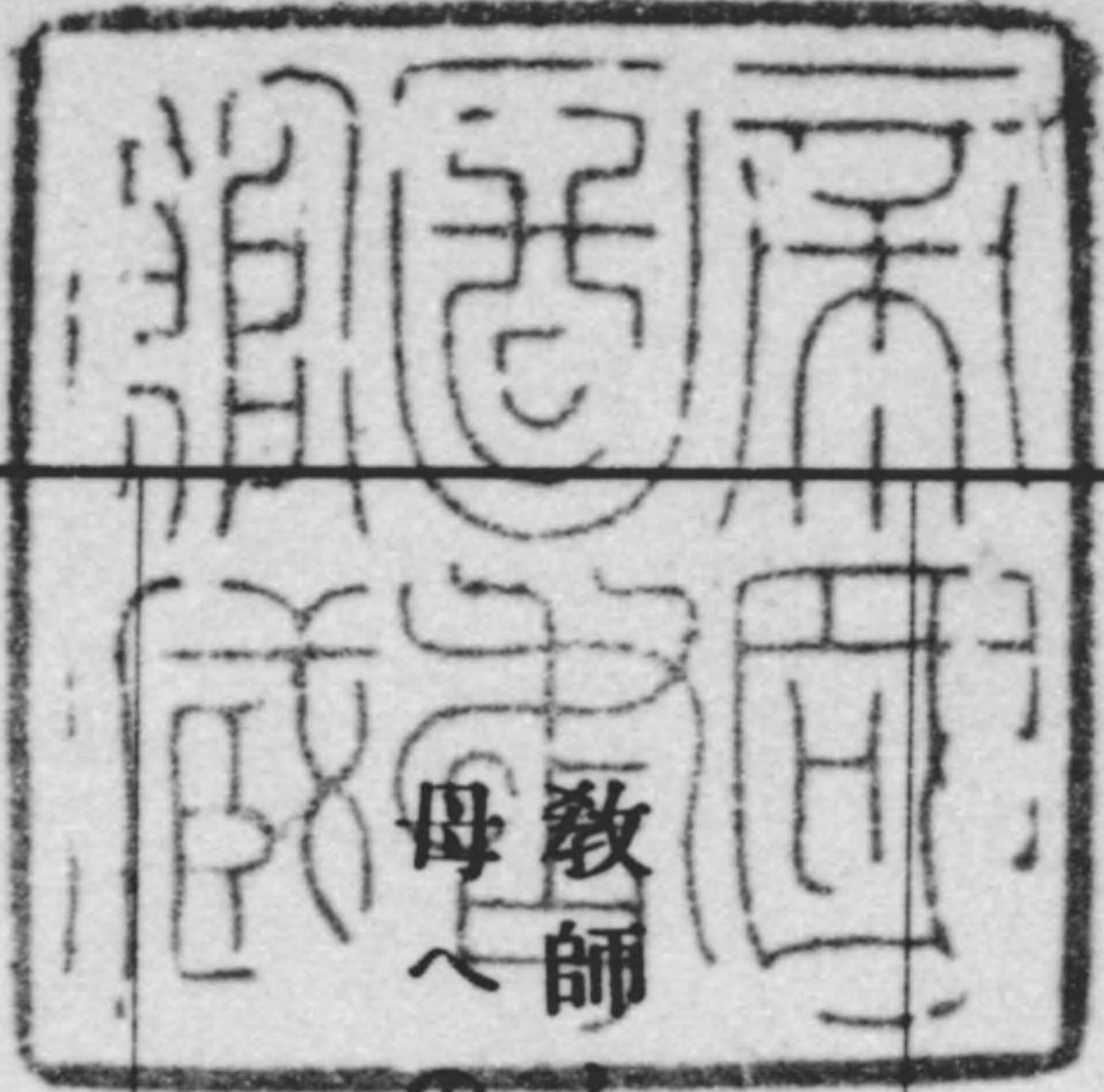
554

1951年
10月

兒童安全教育

中華人民共和國教育部





河上民祐著

教師と
母への

児童の安全教育

東京 目黒書店發兌



序

私の親戚某に大切な男の子がゐた。それが或る時學校で一寸した不注意から怪我をし、遂に不具者にして仕舞つた。私は血縁者であるが爲。その両親が、世間で男子の活動を目撃する毎に、その怪我を啣つことを耳にする因縁をもつた。當人としてはさぞかしの感慨をもつであらうことも自然想像せざるを得なかつた。

それらは恐らく生命の存する限り解消する時は來ないであらう。

又私は或る時父兄が、悲惨なる子弟の溺死體を抱いて、天に慟し地に哭するの現實に立會して、胸を抉られた事がある。

それを偲びこれを思うてゐる私には、中央地方の新聞紙などが、殆ど毎日の如く報道してゐる學童の災禍なるものが、一入目を射てならないのである。

私のそうした感慨は、遂に筆を執らせて、そうした悲惨事の絶滅を期すべく、敢へ

て世の教育者諸賢に、乃至は兒童教養の直接的責任多き母親の方々に、訴へさせる事
に至らしめたものである。

願はくは、斯種運動の一日も早く勃々と擡頭せん事を念じてやまぬものでありま
す。

昭和十二年の將に逝かんとする頃

著 者 識

858
85

教師と 母への 兒童の 安全教育 目次

第一編 出發篇	一
第一章 總論	一
安全教育の必要——安全教育の意義	
第二章 安全教育の設營	九
安全教育設營の根本義——本書の機構	
第二編 實際篇	一七
第一章 安全教育と教材吟味	一七
修身科と安全教育——其他の教科と安全教育	
第二章 教科指導に伴ふ安全教育	五四
理科教授に伴ふ安全教育——體操科・手工科・家事科に伴ふ安全教育	
目次	一

第三章 登下校時と安全教育……………六九

自動車類による輪禍——車後を追ふ事に伴ふ災禍——踏切・停留場に於ける注意——牛馬類・其他——交通戒又は交通取締法

第四章 遊競技と安全教育……………八四

圓板投・砲丸投等について——ブランコ等について——棒倒等について——雪合戦・自由遊戯について——設備について

第五章 校外教授・登山・遠足・旅行等と安全教育……………九一

渡船・汽車・電車の發着及上下車——車道横斷・斷崖通過——携帶用品・救急法・毒草木及毒蕈類

第六章 諸作業施行と安全教育……………一〇七

洒掃作業・地均作業・學林手入・學校清潔法

第七章 水泳施行と安全教育……………一二八

河海・湖沼等の適地・不適地・施行上の要件——人工呼吸法の概要

第八章 映畫會に於ける安全教育……………一三〇

映畫教育施行上の要件——興行取締規則拔萃

第九章 保健衛生の經營と安全教育……………一三八

保健衛生設備實施と注意——急救藥品及用具標準——學校傳染病豫防規程・種痘法

第十章 校舎の管理と安全教育……………一七六

學校建築物ノ營繕法並ニ保全ニ關スル件

第十一章 其他に於ける安全教育……………一八四

第三編 非常時篇……………一九二

第一章 總論……………一九二

非常災害ニ對スル教養ニ關スル件

第二章 震火災と安全教育……………一九七

地震・火災に對して

第三章 風水害と安全教育……………二一〇

目次……………三

風害・水害・風水害に對して

第四章 降雪時の安全教育……………二二六

雪崩・吹雪・積雪時・スキー・スケートに對して——天氣豫報について……………二三三

第五章 空襲對策……………二三三

爆彈の種類・燈火管制・避難の大要……………二三六

第六章 校外取締と安全教育……………二三六

校外取締規程の標準……………二三六

第四編 參考編……………二四〇

第一章 救急法……………二四〇

第二章 安全教育論文……………二五三

目次 終り

教師と母への 兒童の安全教育

第一編 出發篇

第一章 總論

現今に於ける我が國小學校教育の目的は、彼の小學校令第一條。

小學校(兒童身體)ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル知識技能ヲ

授ケルヲ以テ本旨トス

と明瞭して示るが如く

せざるべからざる事を、強調するものであつて、誠に妥當なる示標である、これが反面には當然兒童

身體の毀損をなすが如き事をば、斷じて許さない事を物語るものである事は、今更吟味する迄もない

自明の事なのである。

小學教育に對して如上の様な要求が強調せられてゐるに係はらず、近時國民ことに青少年の保健衛

生體位向上を策せざるべからずとの聲、朝野に充ち滿ち來れるは、時代が愈々健全なる身體の持主を要請するものであつて、それは又一面に於て、益々心身相關生命の尊嚴さを物語るものと言へるのである。餘りにも平凡な表現であるけれども、所謂生命なくして何事をか語らんやであつて、

「健全なる精神は健全なる身體に宿る。」

で、大體に於て健全なる身體の持主に非ずしては何の教育ぞやと言ひたい次第である。

健全なる心身の持主、完全無缺なる心身の持主であつてこそ、國民としての偉大なる義務も遂行せらるれば、又個人としての幸福も獲得せられる筈である。

生命を保護し、完全なる身體の持主であらねばならぬ事は、無條件にして、絶對的なる教育事實の前提とも云ふべき事であつて。

「命あつての物種子である。」

或る觀點から言ふならば、千百の教育理論は、悉くこの前提の上に打建てらるべきものでなくてはならぬ次第である。

然るに現在教育に於ける事實について、吟味して見るに、果して斯の如き部面に對して、どれ程の研究が進められ、どれ程の關心が拂はれてゐるであらうか。今日教育運営の研究はあらゆる方面に對

して、微に入り細を穿ちて至らざるなき程の盛況を呈してをりながら、生命尊重・身體養護の方面に對しては、若干の疑問なきを得ないのである。以下私は専ら數々の事實を列舉して、本書の出發とする事としよう。

さて現在何處の學校に於てもあらうが、程度の差こそあれ、恐らく一年間に二人や三人の怪我人を出さぬ事はないであらう。それら怪我をした者の中には、一生涯を通じて、全く取返す事の出來ない程の痕跡を残すに至つた者もあるであらうし、又甚だしき者に至つては、それが直接乃至間接の原因となつて、終には悲しむべき結果に迄も逢着したのも、なきにしも非ずであらう。

従來私は、地方に於てではあるが、時々壯丁の徴兵検査に立會うてゐるものであるが、其の際巨細に壯丁の身體に着目してゐるが、偶々同情すべき異常身體の持主を見出す事があつて、それとなくその原因を尋ねて見ると、それらの中には、

「これは小學校時代の烙印です。」

と言下に語る、學園時代に於ける悲しむべき、怪我の痕跡を持つ者に遭遇して、時には顔をそむけねばゐられない様な事實にさへ、直面する事も決して一再には限られてゐないのである。

更に又私のごく狭少な見聞の範圍内に於てすら、毎夏何處かの學童が水禍の爲に、あたら有爲な將

來を、刹那に葬り去る事や、或は又通學途上その他に於て、輪禍やその他種々の災厄の爲に、あたら
蕾の花を一朝にして泥土に委し去るが如き悲惨事をも見聞して、腸を絞らるゝ事も決して絶無とは言
へないのである。斯の如き事例を廣く全國に互つて集計して見たならば、そうした異變をうくるもの
の數は、恐らく豫想以上の數字を示す事であらう。

思ふに一步を譲つて、そうした異變をうくるものゝ數は、たとひ全日本の總兒童數から云ふならば
僅かにその幾百分の一にだにも達せぬものであるかも知れないけれども、然しながらそれとしても、
それらも悉く當然、畏くも 陛下の民草であり、又お國の爲に大に盡すべき將來性を多分に脊負うて
ゐるものであり、又彼等の父兄にとりては、實に、

「玉も黄金も何かせん。」

のかけ替のない絶對的の對象であるが如き事に想ひ至るならば、數の多少の如きは斷じて問題とな
るものではあるまい。これだけでも、安全性の要求は實に教育に於ける重要な問題と云ふべきでは
あるまいか。

叙上の如き事象に對して、靜かに思ひを致して見るならば、當然私共教育者としては、平素十分な
る心構を講じ、萬全の策を盡して、之に善處して、そうした悲惨事の絶滅を期せねばならぬ事は、當

に私共教育者たるものゝ唯一無二の大課題であると、固く信じて疑はぬものである。

更に轉じて我が國の天災地變史を案するに、我が國民はこの天災地變については、古來随分と數多
くの苦い經驗を繰返してゐるのである、今茲にそれらの一々について擧げて見ようとは思つてゐない
けれども、その一は我が國の地勢上の原因に出發し、その二は建築物の構造なり民衆の訓練なり
も基因してゐたものである。

さてその一たる地勢上の原因に對しては之を絶滅する事は困難としても、文化の進歩教育の發達に
伴うて、たとへば之を豫知するとか、乃至は山林の濫伐等を避けて水源地を適當にするとかの對策が
考へられるし、その二たる建築物については、之が改造をなすとかしたならば、その災害を僅少な
しむる事が出来るのである。況や之に對する民衆の訓練を十分ならしむるに於てをやである。

思ふに教育は所謂百年の大計を建つる所以のものでなくてはならぬ、かうした見地に立つ時は、當
然思をかうした點にも馳せねばならぬ事は云ふ迄もない事である。

私がこゝに提唱せんとする處の安全教育なるものゝ、ねらふ處は實に斯の如き課題に對して、解決
し善處せん事を、第一義の目標とし任務とし、更にそれに附帶しては、兒童の保健衛生なりにつ
て、乃至は兒童の訓練事實なりについて、若干の思をも及ぼさん事を念願するものである。

さて然らば私の謂ふ處の安全教育なるものは、そもく如何なる教育理念に依據して成立するものであるか、如何なる内容を載せるものであるか、以下その問題について若干の考察を進めて見よう。私は先づこゝに二三の例題を持ち來つて、説明の媒介とする事としよう。

今日教育實際界に於て、精神薄弱兒に對して、「遲進兒教育。」なるものが提唱せられてゐる。言ふ迄もなく、謂ふ處の遲進兒教育なるもの、内容は、兒童の現實心理に即して、教材の手加減をなし、教法の手加減をなして、適應せしめて、其の意圖を達せん事をねらつてゐるものであつて、別途なる特種なる教育原理に依據するものではないのである。又彼の萬民一體の心を結ぶ爲の、「融和教育」なるものが、格別な教育理念を基礎とするものでなくして、たゞ諸々の機會を捉へ、様々の材料を用ひ、色々な手段方法を講じて、之に善處し以てその目的を達せん事を念願するの故をもつて、斯く「融和教育」と命名してゐるが如く。

其の他かうした要求をもつ類型的のものを擧げ來るならば、數々あるであらうが、それらは何れにしても、決して一般教育原理の埒外に出でて、特種なる教育理論を背景とし原據とするものではない様に。

こゝに私が提唱する處の安全教育なるものは、略々それらと軌を一にしてゐて、決して特殊なる教

育理念に立脚するものに非ずして、専ら一般教育の通念に依據し、たゞ目的を達するが爲に、機會を作り、聯關をもつ材料をば捕へ、又そうした機會に直面する毎に、それを強調し、善處し、訓練し、又一般設營に於ても、特にそうした部面に關心を拂ひ、以て生命の危険線を排除し、防止し、善處して生命の尊嚴性を確立し、身體の保全を意圖し念願するものである。

私の寡聞なるが爲にもよるであらうが、由來内外の教育理論に於て、特に直接的に眞向上段から生命の身體の尊嚴さを強調したものは、甚だ寂寥々たるの感がなきにしも非ずである。

思ふにそれは決して身體を生命を輕視してゐるが故を以てに非ずして、寧ろ身體の生命の尊嚴さを人間の絶對條件とし、理論に先行する無條件の必須要素としてゐるが爲でもあると想像してゐるものである。

大體に於て、かうした絶對的なもの、無條件の先行條件として、あらゆる主張を超越してゐるものは、兎角その意圖が常に耳に眼に觸れるが爲に、不知不識の間に等閑視せられ勝になる事が、凡人の世界の常である、例へば空氣は人生生活に絶對的の必要存在であるが、空氣の中に住めるものは、何時しかその空氣の有難さを忘れ勝となり、又太陽の光線が人生に必須要素であるが、常に無條件に恵まれてゐる時は、兎角その恩恵を自覺せざる様になる如く。

この生命の安全的要求に對しても同様ではあるまいか、従つて私はこゝに特にこれを強調し、機會ある毎に反省を促すは勿論、日常の教育運営をなすに當つても、この人生の根本意念の上にしかと足を踏み占めて體驗にまで徹せん事を念じてやまないものである。

私は今一度別の視角より、身體なり生命なりに對する過去の教育方針なり、指導態度なりについて簡単に尋ねて見よう。

それは古來種々なる變遷を辿つて來てゐて、一樣に律する事は出來ない様であるし、又その悉くについて、一々詳細なる吟味と批評とをなすの餘裕と必要とを持たないものであるが、要約するならば、遠き過去に於ては、宗教やその他の思想の影響をうけて、大體に於て肉體をば罪惡の誘因とでも考へたのか、道に精進せんが爲には寧ろ、肉體を鞭ちこれをさいなむ事を一つの手段方法とさへ觀じたが爲か、之を保護したり愛育したりするが如き事は、初等教育界に於ては餘りに重要な役割を與へてゐられなかつた時代も決して皆無ではなかつた様である。

これは精神と肉體とを二元的に考察して、一にも二にも精神内容のみに着眼するの結果自づから身體輕視の結果を生んだものと思惟せられるのである。それは時代の流れでやむを得ぬ事であつたかも知れないけれども、然し決して妥當なる思惟であり事實であるとは考へられないのである。

然るに今日に及んでは、人間生活の全體性の上から、又心身一元の理論の上から、古き見方考へ方に對して、清算を迫つて來た筈である、然しながら因襲の久しき、そうした考へ方か見方が普く小學校教育界に浸潤し、更に進んで積極的運動に移行し、あらゆる角度から見、私の提唱する安全性の教育が徹底的に究明せらるゝの盛運には未だしもの感がなきにしもあらずである。

即ち知識偏重の聲の高調せらるゝの事實や、乃至は保健衛生體位向上の如き要求が、今日俄かに擡頭するに至りたる所以のものは、實に斯く叫ばざるべからざる事實が、昨日迄の教育に存在して、その缺陷事實が顯現して來た事を證據だて裏書してゐるものとも言へるのである。

斯の如き事を吟味して來るならば、理論の上からしても、又實踐的立場からしても、安全教育なるものは、當に時代の寵兒として、只今から教育舞臺に登場し、活躍せざるべからざる運命を任務を多分に負ふものであると、信じてやまぬ次第である。

第二章 安全教育の設營

私は前章に於て安全教育の内容意義について述べると共に、其の必要性を高潮したものであるが、然らば愈々それを私共の職場に持込むには、即ちその設營や指導方案をば果して如何にすべきである

かと云ふ課題に到着した次第である。

さて然らば安全教育は如何なる系統をもち、何時如何なる手段方法によつて施行するを妥當とするか。

その考へ方道行は種々様々であらうが、最も論理的であると共に實際的であり、且つは能率的である方案は如何、先づこの問題の解決を圖る事を必要とする、本章の目的をこゝにおく。

大體私は小學校に於ける指導の實際については、出来る限り一元的に、聯關的に設營すべき事を理想と觀じてゐるものである。更に他の言葉を以てするならば、所謂教授とか訓練とか乃至は養護とか稱せられるものは、事實に於ては具體に於ては、之を對立的に並列的に取扱ふ事を避けて、得る限り打つて一丸となし聯關的に進行せしめ設營する事を原則とすべきである事を主張してゐるものである。然して小學校に行ける教育運営を考察してみると、直接の指導時間は何と言つても、それ／＼の教科指導時間が最も多くを占め、又教師としても最も多くの精力を之に傾注してゐるものである事は、私に改めて説明する迄もない事であらう。

思ふに小學校の教育は、小學校令が示してゐる様に、又各教則が教へてゐる様に、眞にそれらに徹するならば、あらゆる角度から見ても、國民としての基礎的の修養は略々完成出来る筈である、それは

知的方面においても、品性方面においても、従つて私共は尤も忠實に尤も適確に、各教科目の徹底を期する事が小學校教育の第一義でなくてはならぬ筈である。

さて私の理想論なる一元論から、この安全教育の設營を眺めて見る時は、それは當然出来る限りに於て、各教材指導に於てその徹底を圖り、又はそれに聯關する事項を見出して指導する事を原則とせねばならぬ筈である、然しながらそれは原則的の事であつて、廣き教育原理に立ち生活指導の立場からして、適當なる機會を捕へ又は作つて、乃至は事件に直面した際に、之が適用をなす事も亦教育である事を信じてゐるものである。

以上の如き理念に依據して安全教育の設營を方法を我が實踐界に持ち來さんとするならば、それはやがて次の如き分類方法を見る事が出来ると思ふものである、即ちそれが骨子を羅列して見るならば第一には、所謂安全教育を直接の目的として採擇せられてゐる、素材に對しての研究であり徹底である。

第二には、我が安全教育の間接の資料ともなり得る教材をぬき出し、それに対する方法であり態度である。

第三には、教科指導をなす場合において、その教科指導に即して是非とも安全教育の適用をなさね

ばならぬ事項を調査し之が取扱ひに留意する事である。

第四には、所謂既定の教科指導ではないけれども、學校生活の廣い部面に、乃至はそれに聯關する生活中に於て安全教育の立場から、是非とも指導を加へねばならない部面を調査して之に善處する事である。

第五には、私共の公私の生活中に於て、身體や生命の危險に直面する場合があり、又それを豫想せられる機會がある、斯様な場合に對する方策も亦當然安全教育が考慮せられねばならぬ筈である。

以上の材料について、乃至は斯かる場合に當つて、安全教育のあらゆる角度から、研究を進め精選せられたる材料、洗練せられたる方法によつて以て、指導計畫を定めその徹底擴充を期すべきである次に便宜上機會について一覽的に示して見よう。

- 一、安全教育を直接に内包してゐる教科目の一例。
修身科。
讀方。
體操科。
理科家事を含む。

二、教科指導をなす場合には是非とも安全教育を適用せなければならぬ教科の一例。
理科家事を含む。
體操科。
裁縫科。
農業科。

手工科工業科を含む。

三、學校生活中並に之に聯關する生活に於て、安全教育を實踐の中に加へねばならぬ場合の一例。
登下校時に當つて。
遊競技の際に於て。
修學旅行、遠足、登山、校外教授等に際して。

諸種の作業をなす際に於て。
水泳時に於て。
映畫會に際して。
校舎の管理について。

其の他。

四、公私の生活中に於て、危険の豫想せられる場合、又は危険に直面した場合等に於て、たとへば震火災時に於て。

風水時に於て。

降雪時に於て。

空襲時に際して。

其の他。

等々を對象とする事が出来るのである。

然して、かうした材料により、乃至は適當の機會を利用して、安全教育の徹底を期せんが爲の設営は様々であるが、先づその一般的要領を擧げて見るならば、凡そ次の如き項目を數へる事が出来るのであらう。

先づ知らしめる事に出發すべきである。従つて。

一、災害のそれ／＼によつて惹起した、乃至は惹起する慘狀の凡てを詳細に具體的に知らしめる、それによつて兒童の驚異と關心とを喚起すべきである。

二、次には、それ／＼の災禍の原因や過程について十分究明せねばならぬ、たゞ驚きに終る事は決して教育ではない。それが原因や過程を明かにする事は、やがてそうした災禍を排除し又それから逃れる方法をも工夫させる事となるのである。

次には對策が、排除方法か避難方法かと究明せられねばならぬ。

前項は自ら對策、避難方法の探究に進んで來る筈であるが、その指導案としては。

一、教師兒童相共に如何に對處するかと云ふ事を詳細に具體的に相談しそれを徹底させる事である。

二、この研究の爲に自づと心構を作り、それで事足るものもあるであらうが、又それを實踐に移さねばならぬものもあるであらう。従つてその方法なり注意なりを究明すると共にそれに即したる、標語やポスターを作製させるとか、利用すると云ふ様な事も亦その一端を受持つにふさはしい方法である。

次には實踐、演習の勵行と云ふ事である、安全教育の到着點は何と云つても、結局は災禍を排撃しそれから逃れる事であらねばならぬ。それが爲には勿論十分なる心構を陶冶しておく事は、やがて

潜在意識として何時しかは、行動を左右する事が出来るであらうが、然し時に所謂「疊の上の水練」に終る事がないとも保証し難いのであるから、必ず日常生活に於ける實踐を督勵すると共に、又時々種々の方法による演習を施行し以て性格陶冶に徹せねばならぬのである。今一つは設備の問題である。

天災地變における避難かその防止か、その設備に俟つ所のある事は、吟味する迄もない事であつてそれは決して外廓だけでなくして内部に於ける些細な事實にも適用せられねばならぬ事は當然である。

以下そうした各種の問題につき、次編に於て具體的に之が検討を進めて見よう。

第二編 實際篇

第一章 安全教育と教材吟味

私は本書の出發に於て小學校に於ける安全教育の重要性を強調し來つたものであるが、然し仔細に小學校教育の實際機構を検討して見ると、安全教育の重要さは國家と雖も決してそれを無視してゐるものではない。否それに對して相當なる用意を拂つてゐることを十分に看取する事が出来るのである。即ち各教科の教材の一々の内容について吟味して見るならば、明確にそれを把握することが出来るのである。

實際指導者はこの國家の意圖を認識し、之を顯現する責任のある事は言ふ迄もない事である、以下數教科目について一々調査して見よう。

一、修身科。

先づ修身教科書について一瞥する事としよう。修身教科書の教材中には安全教育の趣旨を多分に包含してゐる教材がある。或る意味からすると、教材全部が安全教育の指導陶冶を目ざしてゐるものが

ある。又或る教材は安全教育の基礎となり應用となる様な内容をもつてゐるものもある、次にそれらの教材の主なるものについて題目なり目的なり、注意事項中の關係ある事項のみについて抜萃して見よう。

第一、

第一、學校。

入學

よく學びよく遊べ

目的、入學當初の兒童に、學校は兒童をよい人に育て上げるために設けられた所であることを教へて、兒童が學校に親しみ、學校を愛し、喜び勇んで毎日登校するやうに導き、なほ學校兒童たる者の第一の心得として、よく學びよく遊ぶべきことを教へるのを本課の目的とする。

注意。

悪い遊びやあぶない遊びをしないこと。

不潔な場所や危険な場所で遊ばないこと。

第四、友だち。

目的、友だちは親しく交り、互に親切を盡くして助け合ひ救ひ合ふべきことを教へるのを本課の目的とする。

注意。

友だち同志は親切を盡くし互に助け合ふことの大切なこと。

弱い者いぢめをしないこと。

第五、喧嘩をするな。

目的、人と交るには謙讓を旨とし、喧嘩口論などをしないやうにすべきことを教へるのを本課の目的とする。

注意。

すべて喧嘩をするのは悪いといふことを悟らせること。

人に無理をいひかけられ、喧嘩をしかけられた時の心得。

喧嘩をすると次第に友だちを失つて孤立するに至ること。

自分が悪かつた時はすぐ詫びること。

人が詫びた時はすぐ宥すこと。

第一章 安全教育と教材吟味

第七、たべもの。

目的、飲食を慎んで身體を健康にすべきことを教へるのを本課の目的とする。
注意。

向暑の季節には特に飲食物に注意すべきこと。

本課を教授する際には、土地の情況に應じて、飲食物等について兒童の心得おくべき衛生の注意を説きかせること。

第八、始末をよく。

目的、學校用具を初め帽子、履物、雨具などの始末をよくすべきことを教へて、整頓の習慣を養はせるのを本課の目的とする。

注意。

物の始末の仕方。

教室に於ける學校用具の出し入れなどの順序方法をきめておいて、其の整頓を督勵すること。
第十、夏休。

目的、夏休中の心得を教へるのを本課の目的とする。

注意。

夏休中の心得についての先生のお話。

次郎が先生の教を守つて元氣よく遊び、あぶない處には行かなかつた話。

夏休中の心得については本學年に限らず、以後毎學年適當の指導をなすべきこと。

第十一、きまりよく。

目的、何事についてもきまりよくすべき事を教へて、規律を正しくする習慣を養はせるを本課の目的とする。

注意。

時刻を守るばかりでなく、何事にもきまりよくすることの大切なこと。

衣服、學校用具、玩具の取扱方。

第十三、過をかくすな。

目的、過をした時はそれをかくさず、すなほにあやまるべきことを教へるのを本課の目的とする。
注意。

過についての注意。

本課を教授する際、児童の爲し易い過失を擧げて誠めること、例へば、障子、窓ガラスを破ること、茶碗、皿などを損ふこと、物を失ふこと等。

一度した過は再びしないやうに心掛けること。

第十六、近所の人。

目的、近所の人互に助け合ふべきことを教へて、隣保團結の精神を養はせるのを本課の目的とする。

注意。

近所の人互に親睦して互に助け合ふべきこと。

第十八、人に迷惑をかけるな。

目的、人に迷惑をかけないやうに注意すべきことを教へて、公德心を養はせるのを本課の目的とする。

注意。

往來で毬投をし他人の妨害をしてはならない話。

室内は勿論、廊下、階段等を走らないこと。

道路に佇立して他人の通行を妨げないこと。

道路は左側を通行し、人道、車道の區別ある所では之を紊らないこと。

道路、橋梁等に悪戯をしないこと。

第二十七、よい子供。

これまで教へたことを取纏めて復習させるのを本課の目的とする。

卷二、

第四、からだをきれいに。

目的、身體を清潔にして、衛生を重んじ品位を保たせるのを、本課の目的とする。

注意。

からだを清潔にした話。

學校での清潔検査。

本課に因んで、地方の情況に應じ、春夏の候、特に必要な衛生上の心得を授けること。

第五、からだを丈夫に。

第一章 安全教育と教材吟味

目的、常に飲食を慎み、身體を清潔にして病氣に罹らないやうにするばかりでなく、又進んで運動に努めて身體を強壯にさせるのを、本課の目的とする。

注意。

からだを丈夫にする工夫。

本課に因んで、戶外生活の指導を與へること。

第十四、遠足。

目的、遠足に際し、校外教授に於ける種々の心得を授けるのを、本課の目的とする。

注意。

往來では列を離れず左側を通行した話。

本課に因んで、尙左の如き歩行、行進上の心得について指導すること。

歩行、行進の際は姿勢を正しくして、靜肅に歩くこと。

行列に逢つたときは、濫りに之を横切らないこと。

同伴者と横列を作つて、他人の通行を妨げないこと。

第十五、規則に従へ。

目的、規則を重んじ、自分の便不便に拘らず、規則には必ず従ふべきことを教へるのを、本課の目的とする。

注意。

本課を教授する、特に注意して、兒童が平生心得べき學校内の規則、道路通行上の規則等を示し、又特に鐵道、軌道線路内を濫りに通行してはならないことを諭すこと。

第十八、人の過をゆるせ。

目的、人の過をゆるすべきことを教へて、寛容の心を養はせるのを、本課の目的とする。

注意。

本課に因んで、兒童のなし易い過に關する注意を與へて、過は再びしないやうに指導する事。本課に因んで、左の諸項を諭すこと。

自己の過は速かに詫びること。

些細なことに怒らないこと。

兒童の喧嘩は過を咎めることから起ることが少なくないから、本課に因んで之を戒める事。

第二十七、よい子供。

目的、本學年に於て教へたことを取纏めて復習させ、よい子供の心得を授けるのを、本課の目的とする。

卷三。

第三、友だち。

目的、朋友は、互に情誼を重んじて、助け合ひ救ひ合ふやうに心掛けさせるのを、本課の目的とする。

注意。

本課に因んで、左の諸項を論ずこと。

友だちの親切と忠告とを無にしないこと。些細なことで怒つたり怨んだりして、友情を傷つけないこと。

第七、整頓。

目的、平常物を整頓しておくことが大切であることを教へて、一層確實に整頓の習慣を養はせるのを本課の目的とする。

注意。

平常、學校用具の出し入れに順序を定めて整頓の習慣を養ふべきこと。

教室に於ける兒童各自の机の中の整頓を一層督勵し、更に机、腰掛を初め教室に備へてある器具の整頓にも注意させること。

第十一、物事にあわてるな。

目的、如何なる場合にも、心を落ちつけて事をなし、決してあわてないやうに心掛けさせるのを、本課の目的とする。

注意。

本課を教授する際、震災、火災等非常の際に於ける心得の一般を論ずこと。

本課に因んで、學校に於て定めた、非常の際に於ける心得に就いて指導すること。

第十二、堪忍。
目的、妄りに怒り争はず、堪忍の心を養ふべきことを教へるのを本課の目的とする。
注意。

眞の勇者。

堪忍の心を養ふことが大切であること。

第十三、勇氣。

目的、眞の勇氣を養ひ言ふべきことは断じて言ひ、行ふべきことは断じて行ふやうに心掛けさせるのを、本課の目的とする。

注意。

眞の勇氣を養ふべきこと。

本課を教授する際、兒童が日常見聞する所の實例に就いて、十分なる説明を與へて、勇氣と粗暴とを混同しないやうに論ずること。

第十五、健康。

目的、衛生を重んじ、身體の健康を増進するやうに心掛けさせるのを本課の目的とす。

注意。

自分でからだを丈夫にしようと心掛けて、きまりをよくし、飲食を慎み、皮膚を鍛錬し、空氣がよく日あたりのよい所に出て運動に努めたこと。

身體検査の結果に注意させ、家庭と協力して、一層健康を増進するやうに指導すること。

第十八、規則を守れ。

目的、規則を重んじ、如何なる場合にも、之を守るやうに心掛けさせるのを本課の目的とする。

注意。

本課は、卷二第十五「規則に従へ」と聯關して教授し、特に其の注意を反復すること。

第二十三、協同。

目的、協同一致して事をする事の必要な所以を教へるのを、本課の目的とする。

注意。

協同一致の大切なこと。

本課は第一「私たちの學校」と聯關して教授し、學校及び家庭に於て、協同一致して事をする事の大切である所以を論ずること。

第二十四、近所の人。

目的、近所の人々は、親しみ合ひ助け合ふべきことを教へて、隣保團結の精神を一層深く養はせるのを、本課の目的とする。

注意。

近所の人は、親しみ合ひ助け合ふべきこと。

第二十七、よい日本人。

目的、これまで教へた各課を取纏めて復習させるのを本課の目的とする。

卷四。

第七、規律。

目的、時刻を定めて起臥行動するやうに心掛けて規律正しく身を持する習慣を養はせるのを、本課の目的とする。

注意。

規律正しく其の身を持することは、極めて大切であること。

本課は卷一第十一「きまりよく」第三第七「整頓」と聯關して教授すること。

第十、身體。

目的、精神を引きしめ鍛錬に努めて、身體の健康を増進するやうに心掛けさせるのを本課の目的とする。

注意。

運動に關する心得。

衣服、睡眠、飲食、清潔等に關する心得。

本課は、卷一第七「たべもの」卷二第四「からだをきれいに」同第五「からだを丈夫に」卷三第十五「健康」の各課と聯關して教授すること。

第十一、沈着。

目的、災難に遭つた場合には、特に落着いて行動すべきことを心掛けさせるのを、本課の目的とする。

注意。

本課は、卷三第十一「物事にあわてるな」と聯關して教授すること。

本課を教授する際、暴風、洪水等非常の際に於ける心得の一般を論ずること。

本課に因んで、左の事項について指導すること。

學校に於て定めた非常の際に於ける災害避難の心得を徹底させること。

通學、遠足の際に起り易い災害に就いての心得を十分に論ずること。

第十六、寛大。

目的、人に對しては寛大であつて人の過をゆるすやう心掛けさせるのを本課の目的とする。
注意。

心は常に寛大に持たなければならないこと。

本課は卷一第十三「過をかくすな」卷二第十八「人の過をゆるせ」卷三第十二「堪忍」と聯
關して教授すること。

本課に因んで、一時の怒に乘じ、人に非道な仕向をしないやうに戒めること。

第二十七、よい日本人。

これまで教へた各課を取纏めて復習させるのを、本課の目的とする。

尋五以下未刊につき省略す

二、國語讀本。

次に國語讀本における聯關教材を探ねて見よう。

卷一。

九頁。

ハシレ ハシレ シロカテ アカカテ

十六頁より二十頁まで

學校への往復途上、學校内にての遊びに聯關する。

二十二頁より二十三頁まで。

お使の往復途上の注意に聯關する。

三十二頁より三十三頁まで。

夜中に於ける行動に聯關する。

卷二。

三、アシタハエンソク。

遠足に聯關して若干の指導部面がある。

七、ケンチャン。

第一章 安全教育と教材吟味

牛馬に接する時の注意を想定する。

十五、雪ヨフレフレ。

降雪時の行動について指導部面をもつ。

十九、キシヤ。

汽車、線路等について若干の注意事項を考へられる。

卷三。

二、なはとび。

なはとび競技の正しい指導において聯關をもつ。

十二、サ、舟。

川岸での行動において觸れる。

二十一、自動車。

自動車について知ることはやがてその基調をなす。

卷四。

四、カケツコ。

運動會に聯關して競技上の注意に若干の教材をもつ。

八、ヲヂサンノウチ。

往復途上乃至は日没と遊びについて、指導部面がある。

十二、鬼ごっこ。

遊・競技實演について聯絡部面をもつ。

二十、北風ト南風。

天氣圖の一部分たる風について、尙降雪時の注意も豫想せられる。

卷五。

三、おたまじやくし。

岸の草につかまつて、とう／＼池の外へ出て見ましたについて、危険上の注意が加へられてよし。

七、遠足。

こゝでは遠足上の注意が文に即して自然に出て來なければならぬ。



九、動物園。

動物園での観覧につれて、動物の性格従つて注意も考へられる。

十四、舟の上とたゞみの上。

舟の上と云つても、留意すれば決して恐しいものではない。

一五、水の旅。

水の旅につれて危険の事も安全の事も経験してゐるであらう。

十六、大川。

大川、船、鐵橋などは安全教育への聯關がある。

十八、夏の午後。

夏の生活の凡てに聯絡をもつてゐるが、特に水泳上の注意が加へられねばならぬ。

十九、日記。

これも前課同様川岸での遊びなどについて安全教育が考へられる。

二十三、電車。

電車の上下時、車内に於て、尙停留場に於ける安全教育に觸れるも可である。

卷六。

四、磁石。

磁石には關係はないが針の落ちたのを拾ふ所に關係がある。

十、神風。

大海の恐ろしさを想像させる。

十二、牛かへ。

牛に對する注意もある、愛すれば恐るゝに足らぬこと。

十六、雪の夜。

降雪に對して知識を加へるもよい。

十八、火事。

火事の原因、火事についての恐ろしさ、火の用心、消防に對する知識を用意せねばならぬ。

卷七。

第一、海。

海に對する一部の知識を與へる。

第三、潮干狩。

潮干狩上の注意も自然に加へられねばならぬ。

第十四、鐵工場。

鐵工場の偉觀機械に對する一部の知識を考へる。

卷八。

第十六、スキー。

スキーをする上について種々の安全性が考へられる。

第二十三、漁村。

船中の動作について注意する事が述べられてゐる。

卷九。

第十四、いも掘。

いも掘作業上の注意が出るかも知れん。

卷十。

第十、稻むらの火。

海水の増減と津波との關係などについて。

第十三、久田船長。

海の危険と沈着について、それとなく感得させる。

卷十一以下未刊につき省略する。

三、理科。

尋四。

第十二課、はち。

要旨、昆蟲の一例として普通のはちなる、あしながばちの形態、習性及びその發生の有様を知らしむ。

第二十二課、馬。

要旨、家畜の一例として馬の形態、習性、用途を教ふ。

第二十三課、牛。

要旨、家畜の一例として牛を取り、馬と比較してその形態、習性、用途を教ふ。

第三十五課、熱。

要旨、熱の發生、熱と物の溫度との關係及び熱によりて物がその體積を變ずることを教ふ。

第三十七課、風と雨。

要旨、風の起る所以及び雨雪の生ずる所以を知らしむ。

第四十三課、火。

要旨、普通の火に就きて物の燃ゆる状態及びその爲に空氣を要することを知らしむ。

第四十五課、炭酸ガス。

要旨、炭酸ガスの性質を空氣と比較して教へ、且炭及び木の燃ゆるとき炭酸ガスを生ずることを知らしむ。

第五。

第三課、泉井戸。

要旨、雨と地下水と泉井戸との關係を知らしむ。

第四課、川。

要旨、前の課と聯關し、川の出來方・状態・流域及び利用に就いて教ふ。

第十四課、ねずみ。

要旨、有害なる獸類の例としねずみの形態・習性及びその害に就いて教ふ。

第二十一課、か。

要旨、人體を害する昆蟲の例としてかの形態・習性及び發生に就いて教ふ。

第二十六課、へび。

要旨、へびの形態、習性殊にその運動及び食物を取る方法に就いて教へ、並びに毒なきへびと毒あるへびとの區別を知らしむ。

第三十課、きのこ。

第二十二課、馬。

要旨、家畜の一例として馬の形態、習性、用途を教ふ。

第二十三課、牛。

要旨、家畜の一例として牛を取り、馬と比較してその形態、習性、用途を教ふ。

第三十五課、熱。

要旨、熱の發生、熱と物の溫度との關係及び熱によりて物がその體積を變ずることを教ふ。

第三十七課、風と雨。

要旨、風の起る所以及び雨雪の生ずる所以を知らしむ。

第四十三課、火。

要旨、普通の火に就きて物の燃ゆる状態及びその爲に空氣を要することを知らしむ。

第四十五課、炭酸ガス。

要旨、炭酸ガスの性質を空氣と比較して教へ、且炭及び木の燃ゆるとき炭酸ガスを生ずることを知らしむ。

第五。

第三課、泉井戸。

要旨、雨と地下水と泉井戸との關係を知らしむ。

第四課、川。

要旨、前の課と聯關し、川の出來方・状態・流域及び利用に就いて教ふ。

第十四課、ねずみ。

要旨、有害なる獸類の例としねずみの形態・習性及びその害に就いて教ふ。

第二十一課、か。

要旨、人體を害する昆蟲の例としてかの形態・習性及び發生に就いて教ふ。

第二十六課、へび。

要旨、へびの形態、習性殊にその運動及び食物を取る方法に就いて教へ、並びに毒なきへびと毒あるへびとの區別を知らしむ。

第三十課、きのこ。

要旨、きのこの例としてまつたけ・しひたけの形態生態を教へ、並びにかびに就いて教ふ。
第三十三課、海。

要旨、海を理解せしむる爲、その廣きこと、深きこと、海水の運動性質及び海の利用に就いて教ふ。
第三十五課、硫黄。

要旨、硫黄の産出・形状・性質・用途を教へ、並びに元素と化合物とに就いて教ふ。
第三十八課、石炭。

要旨、石炭の産状・出來方・性質・成分及びその重要な燃料なることを知らしめ、並びにこれより製する種々の有用なる物に就いて教ふ。

第三十九課、石炭。

要旨、石炭の原炭の所在・性質及びこれより製する揮發油・燈油重・油等に就いて教ふ。
第四十三課、銅。

要旨、一の重要な金屬として銅に就いて知らしむる爲、黄銅鑛の成分、銅の性質・用途を教へ、並びに銅の主なる合金に就いて教ふ。

第四十八課、慣性。

要旨、靜止又は運動せる物體は自らその靜止又は運動の有様を變ぜざることを知らしむ。

第六。

第七課、鹽酸。

要旨、酸の一例として鹽酸を取り、その性質作用を知らしむ。

第八課、硫酸。

要旨、酸の一例として硫酸を取り、鹽酸と比較してその性質・作用を教へ、並びにその用途に就いて教ふ。

第九課、硝酸。

要旨、酸の一例として硝酸を取り、鹽酸・硫酸と比較してその性質・作用を教へ、並びにその用途及び製法に就いて教ふ。

第十課、苛性ソーダ。

要旨、アルカリの一例として苛性ソーダを取り、その性質作用用途及び鹽酸との中和に就いて教ふ。

第十一課、炭酸ソーダ。

要旨、苛性ソーダと比較して炭酸ソーダの性質・作用を教へ、並びにその用途に就いて教ふ。
第十二課、石灰。

要旨、苛性ソーダ炭酸ソーダと比較して石灰の性質を教へ、並びにその用途に就いて教ふ。

第十三課、アンモニヤ。

要旨、苛性ソーダ炭酸ソーダ石灰と比較してアンモニヤに就いて教ふ。

第十四、アルコール。

要旨、アルコールの性質・用途を教へ、並びに酒のこれを含めることを知らしむ。

第十五課、醋酸。

要旨、醋酸の性質・作用・用途を教へ、並びに酢のこれを含めることを知らしむ。

第二十課、火山、大成岩。

要旨、火山温泉及び地熱に就いて教へ、並びに火成岩の一斑を知らしむ。

第二十四課、熱の移り方。

要旨、熱の移り方に種々あることを知らしむ。

第三十三課、電氣。

要旨、摩擦によりて電氣の起ることを教へ電氣の導體不導體及び電氣に二種あることに就いて教ふ
第三十四課、電流。

要旨、電流の磁石に及す作用を知らしめ、且電池に就いて教ふ。

第三十五課、電燈。

要旨、電流が熱を發することを教へ、電燈に就いて知らしむ。

第三十八課、人體の組立。

要旨、人體の生理を教ふる豫備として、人體を組立つる諸部分の大要を知らしむ。
第四十課、消化。

要旨、人體に於ける食物の消化に就いて教ふ。

第四十一課、血液の循環。

要旨、人體内には絶えず血液の循環することを知らしむ。
第四十二課、呼吸。

要旨、吾人の呼吸に就いて教へ、並びに換氣の必要を知らしむ。

第四十四課、腦脊髓・神經及び感覺器。

要旨、人體に於ける腦脊髓・神經の形狀作用の大要を知らしめ、並びに感覺器に就いて教ふ。

第四十五課、衛生。

要旨、吾人の衛生に關する事項の大要を知らしむ。

高一。

第四課、爬蟲類兩棲類。

要旨、哺乳類鳥類魚類と比較して、爬蟲類兩棲類に就いて教ふ。

第五課、昆蟲類。

要旨、昆蟲類の通性・種類及び、その害と益との大要を知らしむ。

第十二課、鹽素、ヨード。

要旨、鹽素の性質・作用及び用途に就いて教へ、並びにヨードに就いて教ふ。

第十三課、ナトリウム、カリウム。

要旨、ナトリウムの性質・作用及び苛性ソーダ炭酸ソーダ食鹽の成分に就いて教へ、並びにカリウ

ム苛性カリ鹽化カリ炭酸カリに就いて教ふ。

第十四課、マグネシウム、カルシウム。

要旨、マグネシウムの性質及びマグネシヤ鹽化マグネシウムに就いて教へ、並びにカルシウム石灰鹽化カルシウム炭酸石灰に就いて教ふ。

第十五課、硫酸の鹽類。

要旨、普通の硫酸の鹽類に就いて教ふ。

第十六課、磷。

要旨、磷酸及び磷酸の鹽類に就いて教へ、並びにマッチに就いて知らしむ。

第十七課、骨骼筋肉。

要旨、人體の骨骼及び筋肉に就いて教ふ。

第十八課、循環器。

要旨、人體の心臟血管及び血液淋巴に就いて教ふ。

第十九課、消化器。

要旨、人體の消化器の構造作用及なその衛生に就いて教ふ。

第二十課、人體の寄生動物。

要旨、人體に寄生する動物の主なるものに就いて教ふ。

第二十三課、銅山。

要旨、鑛山の一例として銅山を取り、銅の鑛石・鑛床・鑛石の採掘、及び選鑛精鍊に就いて教ふ。

第二十七課、力と運動。

要旨、物體に働く力と物體の運動との關係に就いて教ゆ。

第二十八課、作用と反作用。

要旨、一つの物體が他の物體に力を及すときは、同時に後の物體は前の物體に大いさ相等しき力を反對の方向に及すものなることを知らしむ。

第三十課、物體の坐り。

要旨、物體の坐り及び顛倒の難易に就いて教ふ。

高二。

第一課、セルロース。

要旨、セルロースの所在性質及びニトロセルロース人造絹絲に就いて教ふ。

第三課、アルコール。

要旨、アルコールの蒸溜に就いて知らしめ並びに酒類に就いて教ふ。

第五課、バクテリア。

要旨、腐敗傳染病の原因となる主なる微生物としてバクテリアに就いて教ふ。

第六課、腐敗防腐。

要旨、腐敗の原因及び防腐の方法に就いて教ふ。

第七課、傳染病。

要旨、傳染病の種類・原因・傳播及びその豫防並びに免疫に就いて教ふ。

第九課、飲料水。

要旨、人體と水との關係、並びに飲料水の種類及びその良否の検査、清淨法に就いて教ふ。

第十七課、天氣。

要旨、大氣中の水蒸氣の變化及び大氣の壓力の變化に就いて教へ、これによりて天氣の變化を知らしめ、並びに天氣豫報に就いて教ふ。

第十九課、眼。

要旨、吾人の眼の構造・作用及びその衛生に就いて教ふ。

第二十課、呼吸と空氣。

要旨、吾人の呼吸器の構造・呼吸の運動及び呼吸に關する衛生に就いて教ふ。

第二十一課、聲。

要旨、吾人の發聲器及び聲に就いて教ふ。

第二十二課、耳。

要旨、吾人の耳の構造及び作用に就いて教ふ。

第二十三課、神経系。

要旨、吾人の神経系の構造・作用及び腦の衛生に就いて教ふ。

第二十五課、電壓・電氣抵抗・電力。

要旨、電流の方向強さ・電壓・電氣抵抗に就いて教へ、並びに電流の熱作用電力に就いて知らしむ。

家事科。

高一。

第二課、掃除。

目的、掃除の必要と其の手段とについて正しい見方を授ける。

第十一課、住宅。

目的、住宅について最も望ましい事は何であるかを教へ次に臺所と便所については稍具體的價値を知らしめる。

第十二課、井戸と水道。

目的、良い飲料水は如何にして得られるかについて教へる。

第十三課、電燈。

目的、電燈に關する知識と正しい使用法を授ける。

第十四課、火鉢、ストーブ等。

目的、最も簡単な採暖方法について正しい理解を與へる。

第十五課、燃料。

目的、普通に用ひられる家庭用の各種の燃料について其の長所短所を授け、かねて燃料の選擇及び

取扱上に必要な注意を與へる。

第十八課、料理用具。

目的、普通の料理用具について其の特色・用法・使用上の注意等を授ける。

第十九課、食器とふきん。

目的、食器類及びふきんは清潔にせねばならぬ事を理解させ、是等のものゝ取扱方を授ける。

第二十課、食物の成分。

目的、食物を調理する事を教へる前に、先づ食物の成分及び食物の体内に於ける働について教へ、且つ偏食の避くべき所以を知らしめる。

卷二第十三課、揮發油洗。

目的、揮發油の特質を述べ、家庭に於て實行し易い方法及びそれにつき注意すべき點を授ける。

第八課、病人の看護。

目的、家庭に病人の出來た場合、看護上注意すべき事項を授ける。

第十九課、病人の手當。

目的、病人に對して普通に行はるべき手當法を授ける。

第二十課、應急手當。

目的、外傷又は突然起る疾患に對する應急の手當法を授ける。

第二十九課、小兒の病氣。

目的、小兒が罹り易い病氣の一般症狀と其の手當についての注意を授ける。

四、體操科及其の他の教科。

先づ體操科について考察するに、

體操科の目的は教則に、

身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
とある。

思ふに災害の中には各員が規律を守ること協同する事等によつて、之を防ぎ之をまぬかる事があるし、又ある災禍に對しては機敏なる行動によつて、臨機なる氣轉によつて、禍の圏外に出でらるゝ事も少なくないのである、何れにしても災禍をまぬかるゝ第一條件としては、身體的行動を必要とする以上は、體操科による身體修練とは密接なる關係を、安全教育が持つことは強ひて説明する迄もない

事である。従つて體操科の指導をなすに當つては、其の行動が日常生活の全面に十分浸潤する様にそれは災禍に直面しても、その教養が不知不識の中に顯現する様に示唆する事は、留意すべき一項目と云ふべきであらう。

其他、地理においても、實業科等に於ても、間接的に聯關する部面が存在するであらうが、それらについては讀者の研究に俟つこととして、茲には省略する。

第二章 教科指導に伴ふ安全教育

樂しかるべき學園に於て、心身の完全なる發育を圖る殿堂に於て、用意の周到さをかいたが爲に、一寸した不注意の爲に、思ひもよらぬ怪我人を出し、やがてはそれが誘因となつて遂には一生涯を不具者となし、又甚しきに至りては、生命をさへ失ふに至るものがあるが、それが教科指導中に起つてゐる場合も決して絶無とは言へないのである。斯の如き事は學校當事者の責任上から見ても、沙汰の限りと言ふべき事である。

故を以て茲に若干教科目の指導上に於て、留意すべき數項を列舉して、専ら危険性を除去するの方策について記述して見よう。

その一、理科教授に聯關して、

こゝには理科教育の目的使命などについて云爲する必要を認めないから、直ちに他の問題に觸れて行く事としよう。

さて理科教授に於ては誠に多くの實驗や實習が伴ふのである、それらの中には随分危険の伴ふものが多い。例へば水素の蒐集それに附隨しての諸々の實驗、

燐の使用實驗から

酸類、アルカリ類の臭をかき味を味ふ事から。

電氣の使用實驗、

その他様々の劇薬や毒薬類の使用の如き場合には、肉體上生命上の危険を招いた事を見聞した事も決して一再ではないのである。従つて之が對策の十分に講じられねばならぬ事は言を俟たない處である。

先づ實驗實習に當つては、必ずその用具の點檢を十分周到正確にしておく事に出發せなければならぬ。之に次では薬品の分量とか、加熱調合の時間とかその手法等の如何によつて、危険を惹起するそれ／＼の根源を究明し、之について十分練習なり理論なりを質して、物心兩方面の準備を整へておき、兒童に對しても亦かうした要領をば十二分に飲み込ませておかねばならぬ。

次に實驗實習するに當つては、恰も戰場に於ける勇士のその如く、わき目もふらず専心するの態

度を持たしむべきである。徒らに面白半分で事に當らしむるが如き事は、教育の本質から言つても戒しむべき事である。又教師がたゞ経験に依據して不用意のまゝで教室に臨んだり、弛緩の態度や心境で實驗實習に當る事などは特に戒しむべき事であつて、所謂災は油断と云ふ寸隙から入るの結果を招來する事を忘れてはならないのである。

次に電氣の取扱に就ては、その性質なり使用器具なりに對して十分なる知識を與へ、それについて確實なる修練をつましめておく必要を特に痛感してゐるものである。

私は嘗て或る學校の兒童が漏電に際して、その處置を誤つたが爲に、飛んでもない悲劇を惹起したるに對し、ある學校の兒童は確實にして適切なる取扱方に習熟してゐたが爲に、恐るべき危険域を突破した事實を耳にしてゐるものである。又雷鳴甚しき時にラヂオ聴取機の電流を斷つておかなかつた爲に、災をうけたものもあると聞いてゐる、かうした事實を招來した事は決して偶然の結果とは思はれないのである。今や當に電氣の世の中である、特に指導の眼を向けたいものである。

更に又劇藥類や毒藥類の實驗については、濃硝酸をなめて口を傷けたり、嗅ぎ方に留意しなかつたが爲に鼻の口の粘膜炎を害して、困つたと云ふ寧ろ滑稽さとも言ふべき事を知つてゐるし、又それらの貯藏については、平素は地下室に、或は暗室に、その變化に對應する對策を加へ、又嚴重なる鎖鑰を

施しなどして之を貯藏し、砂等の用意は勿論、一見直ちに區別し得られる様に工夫考慮するは勿論、その危険性及それについての對策等についても十分に知悉せしむる必要がある。燐の取扱に貯藏に遺憾があつた爲に火傷をしたり、揮發性の取扱が不十分でその中で點火して大變を起したり、昇汞の貯藏を等閑にしたが爲に、救急の際に取違へて意外の珍事を起した様な事は相當多數を算する事が出来るであらう。

次に主として理科實驗の如きに際して、安全教育の立場から、成るべく用意しておくべき二三のものを掲げて参考に資する事とする。それは理科教材の凡てに互る事は到底許されない事であるから代表的のものにとゞめる事と、今一つはそれは必ずしも理科實驗の場合のみに限つたものでなく、之が趣旨を適用すべき部面のある事は言ふ迄もない事である。

一、電氣のある種の實驗をなす場合においては、必ず絶縁體を用意しておく事を有利とする。當然感電者に接する時には如何なる事よりするとも、絶縁體を使用する事を忘れてはならない。この用意は自然兒童の心構をも陶冶する事となるのである。

二、酸類Ⅱ硫酸、鹽酸、硝酸、石炭酸などを乃至はそれを用ひての實驗をなさんとする時は、アルカリ液を準備し、

アルカリ類ハ苛性加里、リゾール等の如きものを使用する際には、酸液を準備しておきて萬一の時は毒物中毒による場合に備へなければならぬ。

次に多くの學校に於て、よく理科を應用した種々の施設を、實驗を、餘興を、學藝會や運動會などに施行する事があるが、その際一寸した注意を缺いたが爲に、災禍を惹起する事がある。次の某縣の事實は特例であるかも知れんけれども他山の石として次に示す。

記

一、事故發生年月日。

昭和〇年〇月〇〇日午前十一時五十分頃。

二、事故發生ノ場所。

〇縣〇郡〇町小學校々庭。

三、被害ノ程度。

イ、負傷後死亡

ロ、輕傷

訓導一名。

校長一名。

訓導一名。

生徒七名。

四、事故ノ原因及概要。

當時ハ同校々庭ニ於テ秋季運動會開催中ニシテ、前記被害者同校理科主任〇〇訓導ハ尋常五六年男及五年女ノ「祖國愛ニ燃ユル時」ト題スル軍事遊戲ニ於ケル模擬野砲發射用ノ音響トシテ使用スベク、同校理科學實驗用藥品。結晶鹽鈉。

純良硫黃華。

赤燐。

ヲ理化室ヨリ持參シ來リ、教務室内自己机上ニ於テ配合調製（當時運動競技中ニテ教務室ニハ〇〇訓導一人ニシテ之ヲ目撃セルモノナク、爲ニ時間藥品等本人死亡ニヨリ不明）シ陶器製湯呑二個ニ入レ同校正門前玄關隱（高さ約一尺八寸位土ヲ盛リタルモノ）上ニ置キ周圍ノ觀覽者ニ對シ、危険ナルヲ以テ之ニ觸レザル様注意ヲ與ヘ、自己ノ位置ニ到リ椅子ニ掛ケタル後十分後轟然爆發シ〇〇訓導ハ陶器ノ破片ニテ右頸動脈ヲ切斷昏倒シ、其他前記ノ如ク何レモ背部手足等ニ受傷セリ。

以上ニ依リ察スルニ、前記藥品配合ノモノヲ（他ノ職員ノ言ニ依レバ赤燐ハ濕氣ヲ帯ビ居タルモノヲ紙上ニ展開シ火鉢上ニテ乾燥シ居タリト）露天ニ置キタル爲、直射日光ニヨリ熱セラレ、遂ニ自然爆發ヲ惹起セルモノト認メラル。

五、事件ニ對スル措置。

責任者訓導〇〇ハ鐵砲火藥類取締法第一條違反並ニ業務上過失トシテ送局セルモ責任者死亡シタルヲ以テ公訴權消滅ス。

其他省略ス。

以上は通告文のまゝである。

参考。

銃砲火藥類取締法、拔萃

明治四十三年四月十三日法律第五十三號

第一條、銃砲ノ製造又ハ火藥類ノ製造、變形若ハ修理ハ其ノ營業者又ハ行政官廳ノ許可若ハ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ理化學上ノ實驗、鳥獸ノ捕獲及驅除、射的練習等

ノ用ニ供スル火藥類ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條、銃砲、火藥類ノ製造又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ製造業者ガ其ノ製造シ又ハ加工シタル銃砲、火藥類ノ卸賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
以下省略

第六條、軍用銃砲、火藥類ノ讓渡又ハ讓受ハ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ製造若ハ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條、左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
一、本法ノ適用ヲ受クベキ銃砲、火藥類ノ範圍及新規發明ニ係ル火藥類ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ許可ヲ受ケ又ハ營業トシテ製造、變形又ハ修理シ得ル普通火藥類ノ範圍

二、銃砲、火藥類ノ取引、授受、使用、運搬、貯藏其ノ他ノ取扱
其他省略

第十五條、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ全部又ハ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ銃砲、火藥類ニ非ザル他ノ武器又ハ爆發質物品ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 教科指導に伴ふ安全教育

その二、體操科教授に即して。

體操教材中には、走る事、飛ぶ事、昇る事、降る事、器械を使用する事等の如き動作を多分に含んでゐるのである。走る事飛ぶ事に伴うて、轉んで僅少の擦過傷などを負ふが如き事はやむを得ぬ事としても、飛箱を使用した場合に、乃至はブランコや鐵棒等を使用する場合に於て、又昇り降りする時に於て、僅かの不注意から招く間違には、相當大きい禍痕を残す場合がある。従つて一には使用前に於て先づ用具の危険を惹起する箇所を十分檢閲する事が必要である。更に演技者に演技の要領を十分確實に會得せしめ、演技に當つては、大膽にして然も細心専ら精神を技に集中せしめて、決して側見をしたり、放心の状態でなさしむる事を嚴禁し、又第三者としては決して演技者の精神を分散せしめたり、演技者を嘲笑したりする事なき様に十分訓練づけておかねばならぬ事は言ふ迄もない事である。尙走らせ飛ばせる場合に、多數の兒童を狭い場所で一時になさしむる時は、兎角轉んだりそれを踏んだりつまづいたりする様な事があるし、又走る場合に曲り角などではよく轉ぶ事があるので、これ又對策を講ずべき事である。

木項に於て體操科のみに適用すべき事ではないが、體操科指導時間中に乃至運動競技時間中に於て惹起する事の多い、怪我の急救法的一端を載せて参考に供しよう。

- 一、打撲傷、衝突したり物にぶつつかつたりした時に肉體上に蒙る怪我である。
簡單なる打撲傷に對しては、直ちに冷水に浸すか、又は局部を水で冷し、硼酸軟膏を塗つて軽く繃帶する事も効果の多い方法である。重症の場合に於ては逡巡せずに醫師に相談せねばならぬ。
- 二、擦過傷、轉んで擦りむく場合は兒童には相當多數である。この場合にはよく傷口を檢して、土砂だの塵埃だの混入してゐるか否かを明にし、斯様なものを全部確實に除去する事が尤も大切である。それが爲には先づ過酸化水素液などで局部を十分清潔にして、次に沃度丁幾なり過酸化水素液の如きをつけて繃帶する、重きものについては矢張り早く醫療をうけねばならぬ。
- 三、捻挫、筋肉の幼稚な小學校兒童には捻挫は時々見聞する所であるが、捻挫者を發見した時には早速傷部に濕布繃帶をなし、局部をば成るべく動かさぬ様にして、一應醫師に送るがよい。
- 四、脱臼骨折、小學校兒童の中にも落ちたり轉んだりした際に、脱臼や骨折をなす場合があるが、これらについてはむしろ學校で、素人療法などをせず、局部を安靜に保たせつゝ、醫師の診察をうけしむるがよい。

その三、手工科、家事科指導に伴うて。

手工科に於ては電氣を使用する事もあれば、小刀や鋸や鉋等の刃物や火器や、更に硝酸や鹽酸等の如き劇薬類を使用する場合もある。従つて作業中に種々の怪我をすると云ふ事を見聞してゐるが、元來前述の如き諸道具を使用する時には、時々間違を生ずる事をば當然豫想すべきである。斯かる用意があつてこそ自然危険防止の方法も工夫せらるれば、又注意も思ひ浮ぶ筈である。電氣や薬品の取扱については、已にその一端を述べておいたから、再びこゝに記述する煩を避ける事とするが、刃物の使用について簡単に述べんに、刃物使用に於ては自己が自己を傷つけぬ様に留意せねばならぬ事は勿論、他人を傷けぬ様に心掛けねばならぬ。それが爲にはそうした物品の授受に當つては、必ず刃物授受の作法を恪守し習慣づける様にし、且つ刃物を持つたまゝでは決して走つたり、飛んだりする事なからしめ、又刃物を持つたまゝで廊下の曲角等を行く時には必ず周圍に氣を配る様な習慣性を陶冶する必要がある。刃物を持つたまゝで轉んで怪我をしたものもあれば、又曲角で衝突して大怪我をした例も見聞してゐるものである。

次に家事科の教授に即しては、火器や刃物や電氣や瓦斯を使用する場合が多いのであるが、それに対する注意は略々已に述べたものと大同小異であつて、類推せられる部面も多いので省略するが、マッチ使用其の他について簡單なる注意を加へておく。

マッチの使用に當つて特に注意すべきは、所謂大箱の徳用マッチの使用の際の如きに、一寸した不用意の爲に、マッチ箱に點火し、爲に手や顔に火傷をした例を見聞してゐるものである。かうした事は實に誠に些細なる親心、教師の注意によつて十分防がれる事を確信する、小マッチ箱にして薬品のついてゐる方で發火せぬ様な習慣を作る事も、同様な理論である。

終りに家事科の指導に附帶して、マッチその他引火物品の置場所、火器の取扱そのおき場所、火の始末等を合理的ならしむる様にする事や、器物と材料とによつては、中毒性のものを生ずる場合もあるので、それらについても、關心を持つ様に指導せねばならぬ事は當然である。

家事に於ては直接火を使用する事が多いので、便宜上火傷に對する急救法を次に掲げてあらゆる場合の善處方に資しよう。

一、火傷に對して。

火傷を二つに分ける、一は火や蒸氣や熱湯の如きものによつて傷く場合と、その二は酸類やアルカリ類の如き腐蝕性薬品液によつて傷く場合とである。

先づ前者によつて傷いた場合の事について述べれば、オリーブ油とか胡麻油乃至はヒマシ油の如きものを、もしそれらが得られぬ時には、ゴム糊とか卵白とかの如きをつけて纏帯するが効果的である。傷いた局部が痛む時は、局部を水中に入れて冷すと痛みを減ずるから、十分に冷して後、上述の療法を施すべきである。

次に薬物によつて受けた火傷については、直ちにその個所に十分水を注いで、速に薬物を洗ひ去る事が第一條件である、何となれば薬液が流るゝに従つて火傷は益々深く廣くなり行くから、斯の如き手續を経たる上、如上の手當を施すべきである。

火傷の範圍が廣く、又狭いとしても深い時は、言ふ迄もなく醫師の手を煩はさねばならぬ。

尙火鉢に暖る時などに衣服に點火して、それが爲、身體が火に被はれる事があるが、左様な時は、やゝ厚い廣い布類毛布の如きを被らせて地上を轉々させ、尙水をどしどしかぶらせるがよい、決して周章狼狽してはならぬ。

たゞし石油・揮發油の如きものゝ被火の時は水を被らすと、反つて火を廣がらしむる虞があるから水は禁物である。

その四、農業科指導に附隨して。

農業科の指導に當つては、鋏鎌等の使用は勿論、時には牛馬の使役等も豫想せられるのである。田畑を耕す時に狭い所で兩方から出遇し、鋏で相手方を傷けた事を耳にしてゐるし、又雜草などを刈り稲麥等を刈り取る時に、鎌で自己を又は相手方を傷けた事や、木を割る場合に於て、なたの柄が折れ乃至は柄が抜け、餘勢の爲に向側に飛んで人を傷けた事も聞いてゐるものである。かうした禍を惹起した事實よりするに、田畑を耕す時に、近接距離に及んでは餘程の注意をなすに非ざれば兩方より近寄る事は禁物であるし、又刃物を振る場合即ち木を割るが如き時には、決して向側に人を置かぬ様にする事、並に器具を使用する際には、それ／＼の個所を精査した後ならざれば、使用せぬ習慣を馴致する事を提供する次第である。

終りに家事科や手工科其の場合にも聯關するものであるが、便宜次の如き急救法をこゝに載せておく。

一、刺傷、云ふ迄もなく、傷口をよく檢して、とげなどが折れ込んでゐるか否かを明にし、又外物に附着してゐた汚物が混入してゐる場合がある、従つて折れ込んでゐる外物を除去する事は勿論、兎角細菌を伴うて化膿して大事に至る場合があるから、負傷した周圍を壓して、少し血液を絞り出

して之に備へ、沃度丁幾なり、過酸化水素液なりで、よく傷口を洗つて後繃帯し、危険ありと思ふものについては念の爲醫師を煩はすれば此の上もない事である。

二、切傷、農業科や手工科の指導において相當多い怪我である、大體前刺傷の項に述べた要領を適用すればよい。

私は以上數科目の指導に附隨しての安全教育上留意すべき二三の方案に互つて略述したのであるが尙それらの外にも意を拂ふべき項目があるし、又叙上の教科目以外に於ても亦要求せねばならぬ數々がある。例へば裁縫科指導に於て、針の始末に缺けてゐたが爲に捨てた針を足に踏み込み、やがて大手術をした如き例もある、従つて針を捨てぬ様にする爲に、授業の終始に於て必ずそれを點檢し、又折針や古針をば必ず一定の物に入れさせるが如き注意と設備とをなすと云ふ様な事も考慮せられる事であるし、手工に於て乃至理科の指導に當つて、金屬片や、硝子の破片などを、各兒とも必ず留意して必ず所定の容物に捨てしむる様な注意や設備をなし、そうした習慣性への徹底も亦一つの課題である。そうした問題は尙多方面にある事であらうが、それらについては敢へて讀者の工夫に依據する事とする。

第三章 登下校時と安全教育

平素に於ける學校への往復途上に於て、偶々悲惨事を惹起する事がある。それが原因をなす主なるものを列挙して見るならば。

- 一、自動車類に基く輪禍。
- 二、汽車電車等の踏切に於ける災禍。
- 三、自動車や馬車や自轉車類の後方に携はり、又その後を追ふ事に基く災禍。
- 四、路傍につながれてゐる牛馬類によつてひき起される災禍。
- 五、往復途上に施行せられてゐる土木工事即ち道路改修、橋梁掛替、建築等に基因する災禍。等々であらう。

次にそれらの一端を證するものを擧げて見ると、

昭和五年四月―同六年三月迄の一ケ年間に於ける、死傷者及其の原因、鐵道省發表

原因

死傷者

- 一、濫りに線路内に入り列車に觸れた者

二八七名

第三章 登下校時と安全教育

- 二、踏切で列車に觸れたもの 二八四名
- 三、保護者の油断中子供が線路に入つたが爲のもの 一五二名
- 四、橋梁や隧道を通行し列車に觸れたもの 一〇〇名
- 五、踏切で一方のみの列車に注意し反対側の列車に觸れたもの 四〇名
- 六、其の他 八二名

計 九四四名

又、昭和六年中の交通事故は、

- 旅客死傷 一四〇六名
- 公衆死傷 三八一六名

内

- 踏切道で 一〇九四名
- 線路通行で 五四九名
- 其 他 二一七三名

更に、昭和八年中に於ける警視廳管内の交通事故總數を掲げて見ると、

- 一、自動車 一二二五三
- 二、自轉車 四五八〇
- 三、オートバイ 二〇三五
- 四、通行人事故 一五〇〇
- 五、電車 一二五〇
- 六、諸 車 三一〇

これらによつてだけでもその數量の大なるに驚くと共に、その原因の奈邊にあるかも想像する事が出来るのである。

従つて以下それらの対策の二三について吟味する事とするが、この登下校時に悉くの兒童に對して教師直接の指導誘掖をなすと云ふ事は、絶對的に不可能の事であると言つても過言ではないのである。従つて之が對策に當つては、相當の警戒網を張り十分なる覺悟をするに非ざれば、甚しく不徹底に終る事は吟味する迄もない事であるから、一段の意氣を持つことを必要とする。

一、自動車類による輪禍に對して。

交通の發達につれて、自動車類の往復は日一日と頻繁さを加へて來つゝある。それは都市に於ては

勿論であるが、地方の隅々に至る迄もその動きの加はつて来る事を見ない處はなくなり、それは日を追うて益々普及發達の一路を辿り来りつゝある事は、敢へて説明する迄もない事である。従つて之に伴ふ輪禍も亦それに比例して、全国的集計數字の増加する事を豫想せざるを得ないのである。教育は之に對して逆比する事を企圖する、故を以て之が對策の一日も忽にせられない理由がこゝに胚胎するのである。

先づ之が對策としては平凡ながら、お互に必ず左側通行を嚴守する事を第一條件とする事は言ふ迄もない事である。次に私の見聞は甚だ狭少ではあるが、輪禍を惹起した箇所を調査して見ると、その多くは、

一、カーブの箇所であり。

二、下り勾配の甚しき所であり。

三、十字路又は車道に直角をなし見通のきかない交叉點。

などに於て、主として悲劇が行はれ勝の様である。

左様だとすると、業者も斯の如き場所に於ては、必ず警笛を鳴らし併せてやゝ徐行する事等によつて、通行者の注意を喚起し、避くる餘裕を與へる事は勿論であるが、通行人としても、カーブの箇所

を行く時には前後に意を拂ふべきは當然である。殊に車道に直角する小路乃至見通のきかない所を行く時には、決して突如として出たり、疾走したりする事なからしむると共に、左様な習慣を交通人として確立すべきである。

尙私は交通頻繁なる途上に於て途行く者の後より、自動車や自轉車が之を追ひ越す場合を仔細に觀察するに、車をあやつる人達は、途上の者は必ず直線的に進行するならん事を豫想して、追ひ越すべく計畫し、偶々之に衝突する事を見聞してゐるものである。歩行者が當然正しく左側を直線的に歩行するならば、免るべきであるを、偶々曲折して行くが爲に原因する様に思ふものである。言ふ迄もなく交通頻繁なる途上を徒に曲折して歩行する事は、交通道徳上から見ても好ましい事ではなく、又危険を避くる上より言ふも戒むべき事である。今一つは偶々自轉車や自動車などに出合した場合に、その避け方に逡巡し、双方共に右往左往して遂には衝突した事も見聞してゐるものである。斯様に出合はす場合には、決して逡巡する事なく、双方とも必ず左側通行嚴守と云ふの槍一本で行く事が、正しくもあり、又それが災を少なからしむる次第でもあると信じてゐるものである。

尙汽車や、電車等の昇降に際しての問題については、本書の機構上、便宜後章に於て研究する事とする。

二、車後を追ふ事に伴ふ災禍。

自動車、トラック、牛馬車等の後端に手を掛け、又は之を追ふ事によつて災禍を蒙る場合がある。頭はない兒童は前後の考慮もなく、かうした事に興味をもつものである。私も兒童がそうした行動をなしたことがある場合を屢々目撃して、戦慄を禁じ得なかつた記憶を持つてゐるものである。斯様な時負傷の原因は急停車した時に、兒童は惰性によつて、打撲傷をうけるとか、或は惰性の爲に轉んで負傷するとか、又はふとした調子で曳きづられて傷づく事などが、その主なる者の様である。

之が對策としては、これらによる惨害を十分説明し、其の原因を明にして、自發的に斯の如き行爲をつゝしむ様に導き、又相共に相戒め合うてその絶滅を期するより外に道はないであらう。勿論業者としても、之が禁止に意を用ゐて貰はねばならぬ事は言ふ迄もない事である。

三、汽車、電車等の踏切並に停留場に於ける注意。

汽車、電車等の踏切線路横斷又は停留場への進出時に於ける輪禍は相當數に上つてゐる事と思つてゐる、横斷時に於ては、ゴー、ストップの信號をも絶対に嚴守する事である。

次に輪禍を蒙つた場合を調査して見るに、友人に遅れたり、始業時に遅刻ならんと想像したりして遮二無二道を急ぐが爲に、斯かる時には兎角前後に氣を配るの餘裕がない事に胚胎し、或は又歸途友

人に追付かんとして道を急ぐ場合等に多い様である。兒童の心情としては、誠に同情に堪へない次第である。指導者はかうした點の呼吸を飲み込んで、指導仕事をなす事が、その根柢をなすのである。然して何時でも、如何なる場所でも、交通上の鐵則である、「止れ見極めて。」をば、絶對的に服膺する様にあらしめねばならぬ。

次に萬々一かうした危機に直面した時には、よく周章狼狽して行きつ戻りつする事によつて、愈々危機に深入りする傾向がある事を、見聞してゐるものである。従つて平素より萬々一踏切中途等に於て、斯かる場合に直面した時は、斷然驚進、何もかも投げ捨て、安全方行に向つて、所謂野球のスベリ込の氣持をもつて猪突する様、指導しておく事も又一つの要領である。

終りに爲すべからざる事、即ち鐵道線路を通行したり、鐵橋を渡つて見たり、乃至線路を横斷したりするものがないでもないが、然し聲を大にして、學童時代からそうした行動をば必ず根絶すべく、あらゆる手段を講ずべきである。然して萬々一線路内ことに鐵橋途上の如き上に於ける遭難については、一應の對策を工夫すべきである。

尙登校に際しては辛うじて始業時間に遅れぬ程度に家を出る事をばやめて、必ず十分なり十五分なりの時間の餘裕ある様見計つて家を出る様に、兒童にも心得させ、又家庭とも聯絡をとりたいたいもので



ある。それは種々な教育的立場よりの要求でもあるが、又この安全教育の要求から見ても実践すべき事である。

四、路傍につながれてゐる牛馬類又は途上牛馬車類に遭遇して。

路傍につながれてゐる牛馬類よりうくる學童の災禍は左程多いとは思はれないのである、偶々新聞紙上などで僅かに散見するに過ぎないのである。

これに對しては、彼の古劍聖と迄も稱せられてゐる、塚原ト傳先生が、路傍につながれてゐた馬の側を通過せんとして、大廻りをして、暴虎馮河の勇者をして、その遠慮用心堅固なるに敬服せしめたと傳へられてゐるが、かうした用意をば私共の日常生活にも適用すべき事を、強調し以てこの方面より招く災禍をば防ぐの用意を養ふべきである。兒童の中には偶々暴虎馮河の勇にはやり、故意に牛馬に近づき又は牛馬にいたづらするものがないでもないが、吳々も戒しむべき事である。尙牛馬車類に出合ふた際に於ても略々これに準じて、注意さすべきは言ふ迄もない事である、又地方などに於て、偶々奔牛馬に出合ふ事があるが、巾廣き道と小道とでは各對策を異にするのであるが、それについても亦指導を加へおく程の周到さがなくてはならぬ。

五、途中の土木工事道路改修や架橋や乃至は建築工事に基く災禍に對して。

道路の改修や橋梁の修理掛替や、建築工事等は常に各地で施行せられるのである。

この道路の改修時には小道が作られ、橋梁の掛替には多くは一時凌ぎの狭少な不十分な橋が作られるのである。然るに斯かる處では兒童は兒角珍しがつて、惡戯をしたり、特に危険を犯したりする傾向がなきにしも非ずである。が寧ろかゝる處では特に緊張して通過すべきである事を示唆し、又建造物等に對しても惡戯をして大なる損害を與へ乃至は災禍を蒙つた事もある、従つて斯かる工事が施行せらるゝに當つては、指導者は必ず機先を制して具體的な心得を授け、相共に戒め合ふ様に指導を加へねばならぬ。

以上に掲げた對策なり注意なりは、専ら平素に於ける指導上の問題であつて、暴風雨時とか、降雪時とかの如き非常時に關するものについては、改めて後章で一括して研究する事とする。

尙此節は偶々自轉車で通學する兒童を見受けるのであるが、それは危険性の上から言つても勿論であるが、保健衛生上から見ても餘り香ばしい事とは思はれないのである。従つて出來得る限り自轉車通學は禁止したいものである。低學年兒程それを切望する、それは理由を十分明にして兒童に理解させると共に、保護者とも十分談合してなだらかに決定せねばならぬ事である。

今一つは登降時に於ける荷物の持方それは姿勢などと聯關し、又服装に履物や雨具等の問題も考へられる。それらも廣い意味においては、當然安全教育と聯關をもつ次第であるが、餘り直接的でないのでこゝでは省略する。

參考。

兒童の交通安全に關する十戒 (警視廳發表)

- 第一戒、道路は必ず左端を歩き濫りに車道に出てはならない。(左側は正道、右側は邪道)
- 第二戒、道路を横斷する時は直角に通るべきであつて斜に横斷してはならない、殊に道路の交叉點に於ては猶更である。(右曲りは大曲り、左曲りは小曲りに)
- 第三戒、電車や自動車はたとへそれが停止中であつても、そのすぐ前又はすぐ後を通りぬけてはならない。(急ぐもの速いものには道ゆづれ)
- 第四戒、車馬のすぐ側に並んで通つてはならない。(行き違ふ時は互に左)
- 第五戒、車に飛乗り又は飛降りをしてはならない。
- 第六戒、無暗に道路で駆け出してはならない。
- 第七戒、道路を大勢で横に並んで歩いてはならない。

- 第八戒、珍しいものがあつても、無暗に道路で立ち止つてはならない。
- 第九戒、交通頻繁な道路で遊んではならない。
- 第十戒、車馬の通る道路で、三輪車や、「スケーター」等に乗つてはならない。

踏切七戒 鐵道省

- 第一戒、踏切以外の線路内には決して立ち入らぬこと。
- 第二戒、踏切通行の時は必ず左右を確かめてから横切ること。
- 第三戒、列車の進來を認めたる時は之を待合はすこと。
- 第四戒、列車の通つた後を横切る時は反對列車の來ぬことを確かめてから通ること。
- 第五戒、風雨の時は列車の接近に氣付かぬことが多いから特に注意を拂ふこと。
- 第六戒、鐵橋や隧道内の通行は絶対にせぬこと。
- 第七戒、線路附近では子供を手放さぬこと。

終りに交通を安全ならしむる爲巨細に互つて規定してある、警視廳令の交通取締規則を掲げて參考

にする。

交通取締規則 抜萃

大正十五年二月警視廳令第五號
改正昭和四年十月廳令第三十九號

第五條、道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタル時ハ之ニ從フベシ。
第六條、車馬ヲ操縦シ又ハ馭スル者ハ左ニ定ムル所ニ從ヒ、信號ヲナスベシ、但シ已ムヲ得ザルトキハ他ノ適當ナル信號ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

一、右折セムトスルトキ

右手ヲ開キ右方水平ニ舉グ

二、左折セムトスルトキ

左手ヲ開キ左方水平ニ舉グ

三、停止セムトスルトキ

右手又ハ左手ヲ握リ斜メニ下ニ出ス

四、後車ヲシテ追越サシメントスルトキ

右手又ハ左手ヲ開キ右方又ハ左方水平ニ舉グ之ヲ前後ニ動カス

五、道路ノ交叉點ニ於テ前進セムトスルトキ

右手又ハ左手ヲ前方水平ニ舉グ

前項第一號乃至第四號ノ信號ハ腕ヲ外方ニ突出シテ之ヲ爲スベシ

第七條、道路ヲ通行スル者ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一、歩行者、兒童、幼兒ノ隊伍及小兒車ノ類ハ歩道ノ左側

二、緩行車馬（足踏自轉車、牛馬車、人力車） 隊伍、神輿、葬列等其ノ他ノ行列、長大物件ヲ運搬スル者及二人以上ニテ物件ヲ運搬スル者ハ車馬ノ左側

三、疾行馬車（自動車、自轉車、サイドカー附自動自轉車等） ハ車道ノ中央部左側、幅員十一米（六間）以上近

第二十七條、電車ヲ待合ハス者ハ安全地帯ニ、安全地帯ノ設ケナキ場所ニアリテハ車道ニ接近シテ歩道ニ歩車道ノ區別ナキ場所ニ在リテハ道路ノ側端ニ立ツベシ

乗合自動車ヲ待合ハス者ハ歩道ニ、歩車道ノ區別ナキ場合ニ在リテハ道路ノ側端ニ立ツベシ

第二十九條、進行中ノ車馬ニ乗降シ又乗降セシムベカラズ

第三章 登下校時と安全教育

第三十條、横斷歩道ノ設ケアル場所ニアリテハ其區域外ニ於テ車道ヲ横斷スベカラズ

第三十一條、百人以上隊伍ヲ組ミ又ハ行列ヲナシ道路ヲ通行セムトスルトキハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
但シ祭葬、講社、學生生徒ノ隊伍、行列其他慣例アルモノニ付テハ出發地所轄警察官署ノ許可ヲ得
テ本條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

百人以下毎ニ一隊ト爲シ二列乃至四列側面縱隊ヲ組織スルコト

一、各隊ニハ二人以上ノ監督者ヲ附スルコト

二、各隊間ニハ五米以上ノ間隔ヲ保ツコト

三、旗幟、提燈、萬燈ノ類ヲ携帯スルトキハ其ノ高サ三米以内ニシテ一人ニテ容易ニ携帯シ得ベキ
モノタルコト

普通ノ道路ニシテ歩車道ノ區別ナキモノニアリテハ前項ノ適用ニ關シ道路ノ兩側ニ於テ各ソノ幅
員ノ六分ノ一ヲ歩道、其ノ他ノ部分ヲ車道ト見做ス

第八條、軌道敷内ハ横斷其ノ他已ムヲ得ザル場合ノ外通行スベカラズ但シ疾行車馬ニシテ電車ノ進行
ヲ妨ゲザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條、電車ノ直前又ハ直後ニ於テ軌道ヲ横斷スベカラズ

第十一條ノ二、鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セントスルトキハ一時停止シ汽車、電車等ノ接近セザルコ
トヲ確メタル後通行スベシ但シ踏切番人ニ於テ通行ノ信號ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條、車馬ハ濫ニ追越シ又ハ併列進行スベカラズ

第二十條ノ二、車馬ハ左ノ場所ヲ進行スルトキハ徐行スベシ

學校、病院、兒童遊園地又ハ遊歩場ノ附近

第三十二條、警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ隊伍行列ニ關シ遵守事項ヲ命ズ
ルコトヲ得

第三十六條、左ニ掲グル行爲ヲ爲サムトスルトキハ其ノ目的、方法、期間及區域又は場所ヲ具シ所轄

警察官署（第八號乃至第十二號ノ場合ハ出發地所轄官署）ニ願出デ許可ヲ受クベシ

拔萃

一一、道路ニ於テ作業ヲ爲サントスルトキ

一二、道路ニ於テ徒歩競争ヲ爲サムトスルトキ

一三、前各號ノ外交通ノ妨ゲトナルベキ方法ニ依リ道路ヲ使用セムトスルトキ

第四章 遊競技と安全教育

遊びは實に兒童生活の大きい部面を占めてゐるものであつて、然も遊びの世界は兒童の自發的活動に基くものであるが爲に、いつしかそれには全精神をうち込んで来て、前後の見境もなく熱中して來るので、兎角安全教育の上からも問題を生じてくる。

さてこゝに遊競技と稱するのは、小學校に於ける普通の遊競技から授業外に兒童がなす自由遊戲の凡てに互る積である。

普通行はれる遊競技は實に多種多様であつて、その何れについても種々な立場から注意せねばならぬが、油断をすると怪我人を出し易いものの一端をあげて見ると、

- 一、圓盤投、 砲丸投、 槍投等。
- 二、ブランコ、 遊動圓木、 飛越臺等。
- 三、棒倒、 人馬競争、 角力等。
- 四、雪合戦等。

五、自由遊戲中のもの。

等が考へられるのである。従つてそれらの注意點の二三を數へて見よう。

一、圓盤投、砲丸投、槍投等について。

圓盤、砲丸、槍投等の競技中に於て、偶々投げた砲丸や圓盤や、或は又槍が意外にも他人を傷づけた例は決して絶無ではないのである。

その災禍を詳細に尋ねて見ると大凡二つの方向がある様である。即ちその一つは競技者が、圓盤、砲丸、槍を投げる際に、方向を過つたが爲に惹起するものであり、他の一は傷いた人が危険を豫想せずして、自己の所在位置に注意しなかつた爲に、惹起する場合とがある様である。

かうした原因を究明する事に於て、その對策は自づから明になつてくる筈である。即ちその一である競技者としては、平素圓盤や砲丸や槍などの競具を手にする時には、必ず正しき到着地點を豫想して投げねばならぬ事である。又投げる際に身體の構を正しくし、決して遊び半分などで、投げるが如き事なき様に指導せねばならぬ事である。

次に一般觀覽者としては、妄りに場内を横斷したり、又場内を往復したりする事をば、絶對につゝしむべきである、勿論お互に制し合つて間違なき様にする公共訓練も向上させてくる様工作せねばな

らぬ。次に砲丸や圓盤や槍等を拾ひ運ぶものも、十分周圍に注意して、安全なる機會をねらひ、且つ敏捷に之が處置をなす様訓練づけて行く事を必要とする次第である。元來役員に非ざるものが自己として好意的な積りであらうけれども、妄りに場内に出入して世話するが如き事は、大局から見ても決してくみすべき事とは言へないのである。

二、ブランコ、遊動圓木、飛越臺等に於ける遊。

ブランコ遊、遊動圓木等によつて傷く場合は餘りないであらう。然しブランコにしても遊動圓木にしても、かうした器具類を使用しての遊戯をなさしむるに際しては、器具を使用する前に必ずその器具の危険を惹起する箇所を精査する事が必要である。例へば鉤が深く正しく掛つてゐるか、ねじが十分しまつてゐるか、或は又箱の組立が完全に食合つてゐるか等々に着眼すべきである。教師が常に必ず左様する事において、兒童をして自然同様な習慣性を涵養すべきである。危険の一つはかうした所を看過する事に胚胎してゐるのである。

次に動作中は決して右顧左眄したり、戯れたりする事は全然禁物であつて、是非渾身の力をそゝいで活動すべきである、又他の人達も動作中の者に對しては之を嘲笑したり、之に呼びかけたり、乃至手を觸れたりする事をば斷じて禁止しなければならぬし、又餘りに遊戯者に接近し過ぎてゐる事も戒

しむべき事である。遊戯中に側見をしたり、乃至は他の者に手出をして曳きづられ爲に傷づいた場合もあるのである。

尙椅子シーソーや遊動ボートの如き器具を使用する時に當つて、交代兒童が餘りに器具に近づいて待つてゐた爲に、どうしたはづみか、兩足をその器具の底面に敷かれて傷づき、中には遂に不具者となつたが如き例も見聞してゐるものである。斯様な器具はことに低學年兒の使用する場合が多い様であるが、兎角低學年兒はそうした用意をば缺き易いのであるが爲に、機に觸れ折に應じて注意し指導すると共に、お互同志相戒め合うてその徹底を圖る様工夫すべきである。

三、棒倒、人馬競争、角力等。

棒倒にしても、人馬競争にしても誠に勇壯であつて、高學年男兒童の如きは大に歡迎する遊である。それらは何れにしても猛烈に戦ふものであるが爲に、時には夢中になつて負傷者を出す場合がある。例へば人馬競争に於て、馬上の武者の組打が烈しく長きに互る時には、組める馬たる者がその負擔に堪へ得ざるに至り、爲に急に解體したりするが爲に、武者が落馬して傷づいた事もある。又棒倒の際その勝敗の決し兼ねる間に揉まれたり、又は棒の下敷となつたりして、負傷した者もある。かうした場合に於ては、各自の自重を促してそれを豫告するが如き方法を講ずるは勿論、審判者たるものは、

よく／＼この邊の呼吸を飲み込んで善處せねばならぬ。角力も同様にお互に緊張し正しく正々堂々として争ふと云ふ事が、寧ろ禍を避くる一方法と云ふべきである。

四、雪合戦。

雪合戦は積雪時に於ける競技の興味深きものゝ一つであり、又積雪時に廣く多く試みられる遊戯の一つである、普通白兵戦に非ざる限りに於ては、殆ど危険と云ふ程の事が伴ふものではないが、偶々小石を中にした雪彈丸を作つて投げたりするいたづらものがあつたり、又白兵戦に及んだ時に、相當堅い雪彈丸を不幸にも耳にうけたり、或は思はず組打をなして耳をうつて、急性中耳炎を惹き起したるが如き例も皆無とは云へないのである。

風邪氣味であつたり、又耳を病み易いものゝ出場をば遠慮さすが如きは勿論、かうした場合に於て指導者は、眼を十二分に働かせて指導監護すると共に、各兒も亦相共にかうした方面に意を拂ひ合ふ様に訓練づけて行くことが必要である。

五、自由遊戯について。

飛んだり、跳ねたり、追つたり、追はれたり、押したり、押されたりする自由遊戯の際に於ては、大體格別の危険も伴ふものではない。たゞ時に折疊式のナイフをポケットにしてゐたが爲に、ふと轉

んだ際に、ナイフが自から開いて自ら傷づいた例を耳にしてゐるものである。思ふにナイフにしても凡そ刃物類をば、使用時間中のみに出さしめて、その時間を終つたならば必ず之を所定の位置に仕末せしめる事とし、ポケットなどに收める事をば断じて禁止すべきではあると考ふるものである。これは他の點より云ふも亦十分に警戒せねばならぬ事である。即ち偶々友人等と何かの爲に議論を始め、それが漸次に激烈となるに及び、遂には大に興奮し、前後の思慮分別を失ひ、ポケットに收めてゐた小刀を思はず手にして、相手方を傷けたが如き事も耳にしてゐるものである。かうした不幸を未然に豫防するが爲にも、小刀類をポケットにしてゐない様にする事は、是非とも實踐を強ふべき事と信ずるのである。

次に自由遊戯の時間中には、運動場では、高中低學年の兒童が男女入り亂れて、鬼ごつこをする、飛び廻る、ドッチボールをする、雜然混然たる事が普通であるが、かうした際に、無心に遊んでゐる女子に低學年兒は、高學年兒童が勢よく走り來つて衝突し、爲に小さい兒童が倒れたり傷づいたりする事がある、恐らく何れの學校でも年に二人や三人の犠牲者を出すであらう。之が對策としては、出來得べくば、運動場を略々男女別乃至は低學年高學年別、又は運動の種類によつての活動場所を區別するが如き事もその一方法であらう。尙教師はかうした自由遊戯の時間中も、萬障を排して、必ず兒

童と共に生活して、遊戯技の心得や方法を正しく指導する事も、亦かうした災禍を減少する有力な一方法である。

六、其の他遊について。

終りに、児童はよく石を投げたがる傾向がある。それは絶対に禁止する事も困難であらうが、やむなくばあらゆる角度から眺めて、危険性を絶対に伴はないと云ふ條件例へば大海に向つての如き場合にてのみ之を許す事とすべきである。

次に高学年児などの中には、空氣銃の如きを弄ぶものがないでもないが、それに誤り撃たれて不具者となつたものゝある事も見聞してゐるものである。これ又なすがまゝに任すべき事ではなくして、ある條件のもとに於てのみ許すべきものである事は、言ふ迄もない事である。

尙學校に於ては、平素よりその地方に行はるゝ遊を精査して、時季や行事などに伴ふ者の如きを分類し、悪い遊、危険な遊、よい遊などを明にし、常に機先を制して悪い遊は禁止し、危険な遊に對しては警戒指導し、それ〴〵の對策を講ずる事も亦、學校當事者の一つの責任と云ふべきである。

七、設備其の他について。

遊戯用具例へばブランコ、遊動圓木の柱の如きが腐朽し、乃至は局部個所を修繕中などに於て、

その管理が不十分であつたり、その意味が徹底しなかつたりした爲に、児童が之を使用して怪我をした如き例がある。斯の如き場合には、形式的の繩張り位な事にとゞめず、絶対に使用する事が出來ぬ様にする事が第一で、やむなくば使用禁止の意志を明瞭に確實に標示する必要があるのである。

次に注意して運動場には古釘や硝子の破片の如き危険性のものを絶対に捨てさせぬ様にし、萬々一それを見付けた者ある時は、必ず之を拾ひ取つて所定の容器容器を所々に備付け置き、それに容れる様にすべきである。

第五章 校外教授・登山・遠足・旅行等と安全教育

校外教授や、修學旅行や、遠足や登山等は何處の學校に於ても、必ず舉行せられる年中行事の一つであつて、児童にとつては、とてもとても楽しい行事である。

かうした登山だの修學旅行だのは、日常生活に比すれば、色々違つた生活行程があるが爲に、種々の危険も孕まれてゐるのである。加ふるに楽しい行程であるが爲に、兎角児童は有頂天になつて活動し勝であるが爲に、かうした處からも亦不知不識の中に危険性に拍車をかけてくる次第である。然して僅かの注意を缺いたが爲に、この行樂をも一瞬にして修羅の巷たらしめる事は、誠にいたみても餘

りある事と云ふべきである。

さてその様な危険を惹起する場所は場合は如何、その多くは。

- 一、渡船の際であり。
 - 二、汽車電車の發着及上下車の際。
 - 三、軌道横斷及斷崖通過に際し。
- 等々である。

次にそれらの對策について順次に検討して見よう。

一、渡船に際して。

小船で河や海を渡り、又軍艦見學の際のハシケなどに乗つた時に、危険を惹起した事のあるは世間周知の事であるが、その原因をば二つに分ける事が出来る。

その一は定員以上は乗船せしめたが爲に生ずる場合であり、この點からの對策としては、當然定員以上の乗船に對しては、船主もさる事ながら、責任者たる學校當局は斷々乎として、定員以上の乗船をば拒斥して、こゝに潜む危険をば必ず斷つべきである。便宜の爲に、又は經費の爲の如き目前の小利に捕はれて、萬々一の場合を誤るが如きは教育者の取るべき事ではない。

その二は何かの爲に、船の動搖した場合に乗船者が驚いて、俄に立ち上つたり、周章狼狽して騒ぐが爲に、自然船が平均を失うてくつがへるが爲に生ずる災禍である、船による災禍の多くは、これに基因する様である。故を以て船中に於て尤も戒しむべき事は、如何なる事ありと雖も、個人々々に於ては斷じて立騒ぐ事なからしめ、指導監督者は必ずどの船にも付添うて、萬一の場合には臨機應變斷斷乎たる處置をとる氣轉と膽力とを用意すべきである。

次に上下船の時であるが、設備の不十分なる處では船の動搖する事もあつて、飛び方が拙かつたりするが爲に、河海中に陥る事が多い。従つてこの上下船の際には監督者は其處に位置し、兒童をして順序正しく、他人の身體などに觸れしむる事なく、整然と上下せしめねばならぬ。

二、汽車電車の發着及上下車の際。

日常もであるが、遠足や修學旅行の際には汽車や電車を利用する事が多い。汽車や電車の發着時に於て、自己の位置は餘りに軌道に近接してゐた爲に、驀進して來る車體の迫力の爲に、思はず巻き込まれたり、衣服の袖や裾や身體につけてゐる荷物の一端が車體に卷かれて生ずる災禍がある。注意しても、兒童は兎角車道線に出たがる傾向がある。五人組合の如きでも作り、それ／＼に列長でも配置して、常に境界線などを定めて相戒しめ合ふ様に約束づけるとか、又發着時軌道線附近に於ては、

決して他人の身體に觸れぬ様にする事なども守るべき一つである。

次に上下車に際しては、確實に停車してから。

「一降二乗」の鐵則をば決して犯す事なき様監督し訓練すると共に、監督者の一人は必ず先頭して、乗降兒童を、引上げ又は抱下す様にして之を守り、沈着にして然も敏捷に行動せしめ、一人は必ず殿りして全體を監視し、殘留兒童などなき様に努める必要がある。

尙電車の乗降は必ず後方の乗降口よりすべきである。これ萬々一倒れた時に前方に於て倒れた時はその車自身の爲に傷づく場合があるが、後方に於てする時は多くはこれをまぬかる事が出来るからである。又復線の際の乗降については必ず往復車の來否を確認してなす事を決して〳〵忘れてはならないのである。然して車内に於ては車の進行中は窓より手や首を出さぬ様にするとか、又窓より物品を投げ捨てるとか云ふ様な事を嚴禁し、車内道德を守る事は、やがて又危険を防止する事にもなる次第である。

三、車道横斷及斷崖通過に際し。

修學旅行隊が車道を横斷せんとするに當つては、相當長い部隊である場合には、特に大なる注意を必要とする。即ち引率者の一人は横斷車道の中央に位し、一人は先頭に一人は後部にありて、前後に

注意し、兒童は車道をば急いで通過して、正しく先頭部隊に至つて待合す様にすべきである。禍はこの部隊通過の際、先頭にあるものや取殘されたものが、追付かんとする時や、自由散歩の時に生ずる事が多い様である。修學旅行隊が輪禍を蒙つた事は皆無ではないが、かうした點に引率者なり兒童なりが氣を許してゐた事に基因してゐる様であるから、格別の條件を定めて對策をねりおく必要を認め得る次第である。

次に斷崖通過に際しては、兒童はよく危険な絶壁などに臨んで、珍しがつて木石などを投げたり、又故意に崖際などに近寄るものがないでもないが、決して左様な事なき様注意し、又斯様な場所に於ては、他人の肩に手をかけたり、或は戯れ合つて歩いたりするが如き、惡戯をなす事は絶対禁止する必要を痛感するものである。

尙遠足にしても登山にしても修學旅行にしても二三の問題が存在する。即ち

その一は兒童は行路中よく生水を飲みたがる傾向があるが、不良なる生水を飲んで腹痛を起す場合がある。思ふに不案内なる土地に於ては成るべく生水を飲まぬ様にする爲に水筒の準備をさせ、やむを得ずして生水を求むる場合に於ては、之を検した上でなくては、許可せぬ事とするがよいと思ふものである。

其の二は、隊伍を組んで行進中は無断では如何なる事あるも列を離れぬ様にし、歸隊の上は直ちに報告せしめる事として、離隊兒童については格別の心得を恪守せしめる事が必要である。この離隊兒童がよく禍を蒙つてゐる事を見聞してゐるものである。

其の三は、修學旅行中に於ては、宿舎で又は途中で種々のものゝ買食などをして、腹痛を起す事を再三見聞してゐるものであるが、大體に於て特種の物珍しい飲食物は採らね様にするがよい。これは安全教育の立場からでもあるが、訓練上からも要求せられる事である。次に宿舎の食物については出來得べくば旅館と交渉して、危険のない材料を要求し、又は左様な注意を促しておく程の、用意が拂はれたいものである。

其の四は、登山、遠足、修學旅行とでは、やゝ趣を異にする點もあるけれども、何れにしても、これらを舉行する際には、云ふ迄もなく、服装、辨當、持物などについて調査し、一々保護者の了解をうけ、事によりては身體検査をして、それに適するや否やを明にし、又兒童の特種性^{II}食物の嗜好や性格などを明にして萬一の場合に處する事を忘れてはならぬ。

其他。

其の一、修學旅行、登山、遠足とでは左の内容が必ずしも同一ではないが、大體かうした場合に準

備すべき救急藥品を掲げると。

- 一、アルコール又は石炭酸。
- 二、沃度丁幾。
- 三、オキシフル。
- 四、アンモニア水。
- 五、硼酸軟膏。
- 六、オリーブ油。
- 七、血止綿。
- 八、重炭酸ナトリウム。
- 九、アスピリン。
- 一〇、健胃酸。
- 一一、ヒマシ油。
- 一二、ガーゼ類。
- 一三、三角巾。

一四、油紙。

一五、檢溫器。
等。

その二、狂犬、毒蛇に對して。

偶々旅行中に於て狂犬の害に遭遇し、又登山時等に毒蛇の害を蒙る事がないとも云へないのである。これらは何れにしても害をうけると毒素が傷口から血管を傳はつて、心臓に入り、そしてその毒素が更に血管から全身に擴がるが、爲に危険を招來するに至るのである。従つてそこに着眼し、害を受けなければ、直ちに直上部の關節部を布切、帯又は小さいゴム管の如きもので、堅くくびり血行が出来ぬ様にし、口腔内に傷なき者が傷ある時はこゝから毒素が健康體にも入る、傷口から毒を吸ひ出しては吐き吸ひ出しては吐きして、至急に醫師を招くがよい。中でも狂犬の害は一入恐しいものである。その三、毒蟲に刺された時。

登山遠足などで、山野を跋涉する場合には、時に偶々毒蟲に刺される事がある、その毒蟲には種々なものがあるが、こゝではその中の蜂や百足について簡単に述べておく。蜂や百足の害もその種類によつて一様ではない、又身體の工合や刺された位置によつて同一ではない、時にはこれらの害の爲に

危険状態に陥る事がないでもない。甚だしく痛を覺ゆるとか急に熱が出るとか卒倒するとかした場合には、云ふ迄もなく醫師を招かねばならぬ。若し左程の徴候がない時には、早速刺された個所から毒液を十分絞り出すべく、口腔内に傷なきものが吸ひ出して、アンモニヤ水を十分に塗り込むがよい。さすれば多くの場合毒は中和して癒えるのである。大體に於て普通の毒蟲に對しては、アンモニヤ水が中和劑として効果のある事は世間周知の事である。

その四、日射病、腦貧血について。

遠足や登山に際しては、時に日射病や腦貧血等に犯される事があるから便宜こゝに抄録しよう。

日射病は體温が腹中に籠ることによつて惹き起される。汗が盛に出て頭が熱くなり、目まひを起し體温が上つてくるのである。甚しくなると卒倒するに至る。之を發見したならば木蔭や涼しい處に運び、帯やボタンなどをゆるめ、乃至は之をぬがし仰向けにして、水を飲ますがよい。重態の時は至急醫療をうけしめねばならぬ。日光の強烈なる刺戟及水分の不足等が誘因の一つとなる。

腦貧血、腦貧血に犯された時は、顔色が蒼くなり唇の色も亦變つて來て、遂には倒れるに至る。之を發見した時は早速空氣の流通のよい處に運び、衣服を緩め頭を低くして顔や胸に水を吹きかけて、安靜を保たせるがよい。重い時は當然醫師にかゝらねばならぬ。

その五、毒草木及毒蕈類。

登山遠足時には草木に觸れ之を口にし、又木實類を手にし、乃至は蕈類を弄ぶ事がないとも云へない。従つてその大體について掲載して置くこととする。

イ、普通の草類。

キツネノボタン

池溝に多し

タガラシ

水田に多し

ウマノアシガタ

路傍に多し

イチリンサウ

山地に多し

ヒメウズ

路傍に多し

何れも毛茛科に屬し、有毒成分はアルカロイドで、この液汁を外用すれば發泡を生ず。

イラクサ

林地に多し

蕁麻科に屬す、有毒成分は蟻酸である。

ワサノワウ

路傍に多し

キケマン

その五、毒草木及毒蕈類。

登山遠足時には草木に觸れ之を口にし、又木實類を手にし、乃至は蕈類を弄ぶ事がないとも云へない。従つてその大體について掲載して置くこととする。

イ、普通の草類。

キツネノボタン

池溝に多し

タガラシ

水田に多し

ウマノアシガタ

路傍に多し

イチリンサウ

山地に多し

ヒメウズ

路傍に多し

何れも毛茛科に屬し、有毒成分はアルカロイドで、この液汁を外用すれば發泡を生ず。

イラクサ

林地に多し

蕁麻科に屬す、有毒成分は蟻酸である。

ワサノワウ

路傍に多し

キケマン

ピツチリ

路傍に多し

ムラサキキケマン

路傍に多し

以上はケシ科に屬し、有毒成分はアルカロイドに屬し、内用すれば神経中樞を犯す。
ツリフネサウ

谷間水濕地に多し

鳳仙花科に屬し、内用すれば嘔吐を起す。

キツネノカミソリ

路傍に多し

ヒガンバナ

路傍に多し

ヒガン花科に屬し、嘔吐を催す毒を含んでゐる。

ニシキサウ

畑地に多し

ニシキサウ科

ハヘドクサウ

山林中に多し

蠅毒草科に屬す。

イヌホボツキ

路傍に多し

ナス科に屬し神経中樞を犯す毒素をもつ。

オニドコロ

山地に多し

ヤマノイモ科、根にサポニンを含む。

テウセンアサガホ

路傍に多し

ナス科。種子にアルカロイドを含む。

テンナンシヤウ

山林地に多し

天南星科。根莖にサポニンを含む。

トリカブト

山地園地に多し

ウマノアシガタ科。根にアルカロイドを含む。

ロ、普通の木本類。

アセビ

山地に多し

石南科。アセボトキシンを含む。

ケウチクタウ

園地に多し

夾竹桃科。サポニンを含み頭痛、眩暈、嘔吐等を催す。

ツタウルシ

山地に多し

ウルシ

山地に多し

ハゼ

栽植

何れも漆樹科に属し、ウルシオルを含み皮膚に炎症を起す。

ネヂキ

山地に多し

石南科。

レンゲツツチ

山地に多し

石南科。花に有毒素を含む。

ハ、木の實。

アブラギリ

山地又は栽植

ニシキ草科。有毒成分は實の中にある、桐油をフライに利用して中毒をおこすはこれによる事がある。

シキミ

山地又は栽植

木蘭科。激毒をもつことがある。

エゴノキ

山地に多し

エゴノキ科。果皮中に有毒素あり。
梅、クルミ、桃類の未熟果實の中に有毒素を含む事は周知の事である。
尙茲に毒草について簡単に叙述を加へておく。

一、タマゴテンゲタケ。

細菌科。毒成分はアマニタトキシシン。

二、コタマゴテンゲタケ。

細菌科。毒成分はムスカリン。

三、ベニテンゲタケ。

細菌科。毒成分はムスカリン。

四、キテンゲタケ。

細菌科。毒成分、ムスカリン、ピルツトキシシン。

五、テンゲタケ、別名ハヘトリタケ。

細菌科。毒成分、ムスカリン、チヨリン。

六、ドクツルタケ。

細菌科。猛毒。

七、カラハツダケ。

細菌科。毒成分不明。

八、ヤブシメチ、別名ドクサ、コ。

細菌科。毒成分不明。

九、ツキヨダケ。

細菌科。毒成分不明。

一〇、アセタケ、別名ドクスギタケ。

細菌科。毒成分、ムスカリン。

一一、エブリコ。

多孔菌科。

一二、ウラベニイグチ。

多孔菌科。毒成分、ボレチン。

一三、ウラベニイロカハリ。

多孔菌科。毒成分、ヒヨリン。

一四、ニガクリタケ。

欄菌科。毒成分、ヒヨリン。

一五、ドクベニタケ。

欄菌科。毒成分、ムスカリン。

一六、イツボンシメヂ。

欄菌科。毒成分不明。

一七、ワラヒタケ。

欄菌科。毒成分不明。

一八、オホワラヒタケ。

欄菌科。毒成分不明。

一九、ワラヒタケモドキ。

欄菌科。

二〇、マグソタケ。

欄菌科。

毒蕈の鑑別法については外國にも我が國にも色々な俗説がある、然しそれは必ずしも科學性を帯び
適確なものではない。

次に参考資料として、古來我が國に行はれてゐる鑑別法を擧げて見よう。

- 一、惡臭ある茸は一般に有毒である。
- 二、色彩の鮮明美麗なものは有毒である。
- 三、菌柄菌傘等が縦裂し得ず、脆いものは有毒である。
- 四、菌柄に下環帯即ち鏢を有する茸は有毒である。
- 五、苦味辛味ある茸は有毒である。
- 六、乳汁を含み、又粘性ある茸、空氣に曝らすと變色する茸は有毒である。
- 七、銀を曇らすものは有毒である。

第六章 諸作業施行と安全教育

多くの學校に於ては、訓練的施設やその他の教育的目的の爲に、種々なる作業を課してゐる、それ

らの中には殆ど安全性の教育に係りのないものもある、従つてこゝでは。

一、洒掃作業。

二、校庭、實習地等の擴張、地均作業。

三、學林の手入。

等を對象として、安全性を吟味して見よう。それらの作業を実施するに當つては、相當留意せねばならぬ數々があると思つてゐる。云ふ迄もなく學童をして、種々の作業をなさしむるは、作業そのものが主目的に非ずして、多くはその作業を通じて、教育的のあるものを掴まんとするものであるから、當然身心の安全第一と云ふ事を計畫し念願して指導せらるべきものでなくてはならぬ。

以下そうした意味のもとに、各作業別に安全性の大意について吟味して見よう。

一、洒掃作業。

校舎内外の洒掃作業校舎内外の洒掃作業なるものは、訓練上の施設として、恐らく何處の學校に於ても、多かれ少なかれ實施してゐる事であらう。

大體に於てこの洒掃作業に就ては、餘り多くの危険が伴ふ事はない様である、たとゝ窓硝子を洒掃する場合において、偶々窓に上つて之をなす時、圖らずも窓がはづれたが爲に、又は其の時何かの衝動

をうけたが爲に、身體の中心を失ひ窓から墜落して怪我をしたものがある事を耳にしてゐるものである。ことにそれが二階建の校舎の階上に於て、発生した場合には、その禍の甚しき事が想像せられる次第である。

思ふに斯の如き危険の豫想せらるゝ作業をば、幼稚なる兒童に課すべき筋合のものではあるまい。教育の殿堂に於ては、萬やむを得ずして、窓硝子の如きものゝ洒掃をなさしめねばならぬ場合に於ては必ず窓框をはずして安全なる場所に於てなさしめ、決して窓に上らしめてなさしむるが如き事は教育的と云ふ事は出来ないものである。それが又訓練的に見ても當然の配意と云ふべきである。又例へ大掃除の如き時と雖も、屋根などの如き危険な場所へ上らしむるが如き事は絶対に避けねばならぬ事である。尙安全教育のみの立場からではないが、洒掃の態度方法、たとへば上衣を脱してとか、掃除を順序正しくとか、又塵埃が多く立籠る様な時には、マスクの如きものを使用させるとか、又掃除終了後には必ず手を洗はせるとか云ふ様な事についても、十分に指導を加へると共に、指導者は必ず兒童と共に作業して、その指導をなすと共に之が監護の責に任ぜねばならぬ事は言ふ迄もない事である。

尙平素に於ても、訓練上からでもあるが、窓に跨つたり、窓に上つたり、乃至は二階の窓より上半身を出して伏せたりするが如き事のない様に訓練づけて行かねばならぬ事も當然の務である、得べく

ば階上の窓には堅固なる横木を入れておくが如きは、安全性の上からでもあるが、種々の點から意味のある事だと思ふものである。

嘗て小學校兒童の洒掃については、保健衛生上の見地から相當の抗議が提出せられて、問題となつた事があるが、これらの抗議をも參酌して大なる注意を拂はねばならぬ事は云ふ迄もない事であつて例へば便所とかその附近とかの洒掃をなさしむるが如き時には、服装や作業の方法等について十分なる準備をなさしめ、掃除後には必ず消毒をなさしむるが如き、又傳染病の疑のあつたものがゐた時や浸水後などの洒掃については、成るべく兒童使用は遠慮し、萬一兒童をして手傳をなさしめた場合には完全なる消毒を施すべきである。

終りに、學校清潔方法の法規を加へよう。

學校清潔方法

大正十五年十二月七日

文部省訓令第二十六號

學校ニ於ケル清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法、定期清潔方法及臨時清潔方法ノ三種トス。

甲、日常清潔方法。

一、學校ノ建築ニ際シテハ其ノ構造ニ注意シ就中教室、廊下昇降口等ノ廣サヲ適當ニシ且光線ノ射入空氣ノ流通ニ便ナラシムベシ

一、校舎、寄宿舎等ハ毎日人ナキ時ニ於テ窓戸ヲ開放シ適宜左ノ方法ニ依リ掃除ヲ行フベシ塵埃ノ飛散ヲ防グ爲先ヅ如露ヲ用キテ少シク床ヲ潤シ靜ニ掃除シタル後濕布ヲ以テ清拭シ又ハ濕リタル鋸屑ハ、茶殻、糞殼等ヲ床上ニ撒布シテ之ヲ拭出シ或ハ狀況ニ依ツテハ單ニ濕布ヲ以テ清拭スベシ

除塵油ヲ塗布シタル床ニ在リテハ單ニ箒ニテ掃出スカ又ハ除塵油ニテ濕シタル布切ヲ以テ拭フベシ「アスアルト」「タークレー」「コンクリート」石、煉瓦等ノ廊下昇降口、運動場等ハ時々水ヲ以テ洗滌スベシ

疊敷又ハ塵埃ノ飛散スル處ナキ場所ニ於テハ乾燥ノ儘掃出スモ支障ナシ

建具、校具等ハ濕布ヲ以テ清拭スベシ

三、木床、「リノリウム」敷等ハ成ルベク除塵油ヲ塗布スベシ木床ニ塗油スルニハ先ヅ曹達水ヲ以テ床面ヲ洗拭シ、其ノ乾燥シタル後之ヲ爲スベシ

塗油ハ春季、夏季、冬季ノ休業等ノ時期ニ於テ行フ可トス其ノ回数ハ兒童、生徒ノ員數及校舎ノ構造等ニ依リ適宜斟酌スベシ

四、教室、廊下、寄宿舎等ニ於テハ適當ナル箇數ノ屑箱及液體ヲ容レタル唾壺ヲ配置シ紙片其ノ他ノ廢棄物ノ散亂ヲ防ギ且唾痰ヲ唾壺以外に略出スルヲ禁ズベシ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スベシ

五、黑板、黑板拭ハ常ニ清潔ヲ保タシメ黑板ヲ拭ヒ又ハ其ノ掃除ヲ爲ス際ニハ「チヨーク粉」ノ飛散セザルヤウ注意シ又黑板拭ハ成ルベク室外ニ於テ清拭スベシ

六、靴ノ儘昇降スル校舎、寄宿舎等ノ昇降口ニハ塵掃、靴洗靴洗器等ヲ備ヘ室内ニ砂塵ノ侵入スルヲ防グベシ尙狀況ニ依リテハ上靴、カバ―等ヲ使用セシムベシ

七、便所ノ尿溝、注壁便池及其ノ周圍ハ不滲透性ノ物質ヲ以テ固メ尿溝、注壁ハ時々水ヲ以テ洗滌シ便池内ノ汚物ハ期ニ後レズ汲取り常ニ清潔ヲ保チ惡臭ノ鬱滯ヲ防グベシ便所ノ手洗水ハ流出装置ト爲スベシ又共同手洗ヲ使用セシムベカラズ

八、宿直室、寢室等ハ特ニ採風、換氣ニ留意シ寢具ハ適宜日光ニ曝シ被布、寢衣等ハ時々洗濯シ清潔ヲ保タシムベシ

九、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ採光、換氣ニ注意シ日常ニ清潔ヲ保タシメ殊ニ食堂、炊事場ニ於テハ惡臭ノ鬱滯ナキヤウ注意スベシ

十、塵芥ノ類ハ芥箱又ハ一定ノ場所ニ集メ置キ期ヲ誤ラズ焼却又ハ搬送スベシ

十一、常ニ校地ノ排水ニ注意シ下水溝ハ適當ノ勾配ヲ保タシメ其ノ溝壁ニハ不滲透性物質ヲ用ヒ又時々浚渫ヲ行ヒ汚泥ハ適當ノ方法ヲ以テ他ニ搬出シ或ハ狀況ニ依リ一定ノ場所ニ集積シ散亂ヲ防グベシ

下水溝ハ成ルベク暗渠ト爲スベシ

十二、運動場ハ其ノ廣サヲ適當ナラシメ其ノ手入並清潔保持ニ注意シ塵埃ノ飛散ヲ防グ爲時々撒水ヲナシ狀況ニ依リ樹木ヲ植エ又ハ芝生ヲ造ルベシ

十三、廊下・運動場其他適當ナル場所ニ手洗場ヲ設ケ狀況ニ依リ運動場・昇降口等ニ足洗場ヲ設クベシ

十四、器械室・標本室・戸棚・押入・下駄箱・物置・庭園等ニ對シテハ前記各項ニ準據シ適宜其ノ清潔保持ニカムベシ

乙、定期清潔方法

一、定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フベシ

二、教室・寄宿舎内等ニ在ル机・腰掛・臺・戸棚等ハ之ヲ室外ニ出シ戸・障子・窓掛等ハ之ヲ外シテ

掃除シ尙天井・壁面・床等ヲ掃ヒ其ノ他日常清潔方法ニ準據シテ十分清潔ナラシムベシ
三、室外ニ持出シタル器具・寝具等ハ之ヲ清潔ニシ十分空氣ヲ通シ日光ニ曝シ室内ノ乾燥シタル後持込ムベシ

四、校地・建物・校具・井戸・下水其ノ他ノ設備ヲ査閲シ其ノ改善修理ヲ要スルモノハ適當ニ處理スベシ

丙、臨時清潔方法

一、浸水ノ害ヲ被リタル學校ニ在リテハ速ニ左ノ清潔方法ヲ行フベシ

イ、水ニ浸サレタル校舎、寄宿舎ハ成ルベク其ノ建具・床板等ヲ取り外シ日光ノ射入空氣ノ流通ヲ

圖リ床下ノ汚物、泥土ヲ除去シ十分乾燥セシムベシ

ロ、建具・床板・校具・腰羽目等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ清潔シタル後成ルベク之

ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムベシ

ハ、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ學校傳染病豫防規

程第十八條ニ準ジ消毒方法ヲ行フベシ

炊事場・食堂・洗面所、其ノ他必要ト認メラルモノニツキテモ適宜消毒方法ヲ行フベシ

ニ、右ノ外日常又ハ定期清潔方法ニ掲ゲタル各項ヲ適宜適用スベシ

二、前項以外ノ災害其ノ他公衆ノ集合等ニ依リ不潔トナリタル校舎等ニツキテハ夫々適當ナル清潔方法ヲ行フベシ

附 則

明治三十年文部省訓令第一號ハ之ヲ廢止ス

二、校庭、實習地等の擴張、地均等の作業

校庭、實習地等の擴張の爲に崖崩しをさせたりする事がある、その崖崩しの時に偶々土塊が崩れてその下敷になつて、大怪我をしたり又生命危篤に陥つたものがある事を、新聞記事などで見た事が一再ではない。又ローラーによつて地均工事の手傳をなさしむる場合に、そのローラーの下敷になつて怪我をしたものがある事を承知してゐる。常にある事ではないが、注意すべき事の一つである。

思ふにこの様な作業は何處の學校にも、存在するものではない。又常に左様な悲惨事が伴ふものではない。従つて學校としても之に對する經驗も乏しき爲、兎角注意の周到さを缺く事が無いでもないが、禍はかうした間隙に潜むものである。こゝに於て斯様な作業を課せんとする際には、特に注意し

て詳細なる計畫を樹立し、注意事項等を十分に検討し、例へば崖崩しの如きに當つては、教師は常に作業を監視し、土質の變化や、土地の柔軟、斷崖の角度、巨石の有無等に對して、斷えず周到なる觀察をつゞけて、指揮と注意を怠らぬ様にして、災を未然に防ぐべきである。又ローラーによる地均作業に於ける禍の多くは、運動惰性の爲に、思はず下敷になる場合や、傾斜地に於て廻轉を調節する餘裕なき爲に蒙る場合がその主なるものである。従つて教師は常にローラーの廻轉と兒童の位置とを監視し、土地の傾斜角度を目測し、ローラーの運動惰性に着目し、その遲緩の調節等に對して、注意を喚起し、又傾斜地の如きには運動中止の道具を備付けおくが如き事も一つの心構である、又作業中に於ては決して側見をしたり、戯れ合つたりする事なからしめ、疲勞の狀況に留意し、専ら緊張せしめて、自己並に同人の手元足元及びローラーの動きに注意せしめて、臨機應變の處置をなし得る様な習性を陶冶すべきである。

又この様な作業をなさしむるに當つては、輕裝をなさしめて、帯や衣服の端などが決してローラーなどに巻きつかぬ様に準備させてとりかゝる事も大切である、尙土砂等を運搬する爲に車を使用する事があるが、それには略々このローラー使用の時の精神を適用すべきである。

三、學林の手入及開墾作業等。

地方の小學校には多くは學林を所有してゐる、従つて時々はその手入作業をなさねばならぬ筈である或は又時々には開墾作業をなさしむる事もあるであらう。

學林の手入については、農業科の實習に於て述べた事柄を準用すべきであり、開墾作業に當つては崖崩作業等に於ける注意を適用すべきであるので、それらについては省略する事として爾他の問題について簡単に觸れて見よう。

さて學林の手入作業と云へば、間伐下草刈等があるが、特に問題となるのは、枝打をせねばならぬ事である、枝打の時には自然木を昇降せねばならぬ場合が生ずるのである。斯様な時には衣服帶などを、整然として上下の際にそれらが枝等に掛らぬ様にし、又上下する時の手掛や足場とする枝等については、その個々について十分之を検した上でなくては決して使用せね様に注意づけねばならぬ。枯枝に手や足をかけて墜落した例は決して少なくないのである。尙木の種類によつては、質の柔軟さの程度が非常に異なるので、左様な知識も啓發しておかねばならぬ事は云ふ迄もない事である。

次に枝打用の刃物を身邊につけて、木を上下する事をば絶対に避けて、必ず別途に上下すべきである。尙この學林手入に出動する時には、履物などについても十分準備させねばならぬ、不十分なる履物たりしが爲に足に踏込怪我をした事も見聞してゐるものである。

次に學林手入にしても開墾にしても、立木を切り倒す事がある。この際には木の倒れる方向を観察して對策を講じ、自己は勿論同人にも注意を促し、下敷となり乃至切口にはねられぬ用意も亦安全教育の要求項目である。

第七章 水泳施行と安全教育

水泳が夏季に於ける保健衛生上の王位の一つであり、それが又兒童の好みに應ずるものであるが爲に、各地の小學校に於て、多かれ少なかれその實施を見ない處はないであらう事は、改めて詮索する迄もない事である。

然して河海湖沼のある地方に於て、この水泳を中心として、夏季悲しむべき水禍の皆無なる府縣はないではないかと想像してゐるものである。内務省の調査によると。

昭和三年には、九千四百九十七人

同 四年には、九千二百二十二

同 五年には、九千七百三人

と云ふ人々が水上事故の爲に、貴い生命を失うてゐると報告してゐる。然してその大部分は幼兒や

小學校の兒童級のものと稱してゐる。

偶々私のノートの該當箇所をひもといて見ると、

曰く、某縣に於て、高等科兒童が四人某河に水泳に行き、入水するや間もなく三名の姿が見えなくなり、一名が急を報ずるや附近住民總出となり救助に努めたが、その手も及ばず無慘なる溺死體となつて、河原に横へられたと云ふ様な悲惨事や、

又某校に於ては某海で水泳練習中、十數名のものが急潮流に巻き込まれて、大騒ぎとなり種々手を盡したが、遂に中二名はあへなくも不歸の客となつた云々と。

等々幾多の實例が記されてゐるのであるが、夏季の水禍はそれ程普遍的であり、又多數なのである。

それは被害者に對しては勿論、その保護者に對しても、何とも申譯のない事であつて、人の貴い子女を預つてゐる私共としては、かうした災禍をば絶滅すべく、最善の對策を講じ努力せねばならぬ事であると、聲を大にして絶叫するものである。

さて水泳については、二つの視角から考察するを便宜と考ふるものである。即ち、其の一は學校行事として、教師が引率して水泳をなさしむる場合であり、

其の二は放課帰宅後とか休業中などに於て教師の直接監督の手を眼を放れて、兒童が任意にする自由水泳の場合に於ける對策とである。

その何れにしても、それら水泳の場所は地方の状況によつて、海なり河川なり湖沼等があつて、其の實情が様々であるが爲に、その對策も亦一律に考ふる事は出来ないものである。

先づ水泳場について十分なる吟味をする事を先決條件とする、水泳場選定の要素としては、風紀上や衛生上等からも吟味せねばならぬが、特に重要な問題は危険防止に安全教育上からの條件である河海湖沼のある特定の場所を、よく世人が所謂魔の個所と稱し傳へてゐる所がある、兎角水渦の多くは、斯様稱せられる魔の個所に於て惹き起される歩合が多い。

思ふに魔の個所と稱せられる處は、海について云へば、潮流の激しい處とか交錯する處とか變化多き處とか川について言へば、水の渦巻く場所であるとか、泥土層の深く不定の處等である、従つて危険の伴ふ事も亦當然と云ふべきである。

従つて校下に於ける河海湖沼中の所謂魔の個所なるものを調査し、各部分について安全地帯を選定し、それ以外の場所では如何なる事ありとも、水泳する事を絶対禁止する事が根本問題である。次に避くべき個所、注意すべき場合を列舉して見よう。

主として海については。

- 一、出潮の烈しき所。
 - 二、潮流の烈しき所及時。
 - 三、潮流の交錯する所。
 - 四、潮流の不定な所。
 - 五、上層部と下層部との潮流の異なる所。
- 主として河川湖沼について。
- 一、水深の甚だしく不定の所。
 - 二、渦卷の甚しき所。
 - 三、水勢の爲涯が掘られて、うつろの出來てゐる所。
 - 四、水温の異常に不定なる處。
 - 五、水底に雜物のある所。
 - 六、水門附近。
 - 七、水底に手足にまとひつく水藻類や竹の根などのある所。

八、水底の泥土層の甚しき所。

九、水勢の餘りに烈しき所。

斯くして水泳場が決定したならば次には、水泳すべき區域を明瞭にする事である。それが爲には空
罐空樽などを以て標識とし、或は綱を張り廻して區域外に出でぬ様にし、

そして飛込臺を水底に岩石や木片木竹の根などのない所に設け、又水泳の監視が十分に出来る様な
見張臺を作ることである。

愈々水泳となると、警戒救助用の船や、浮袋、綱等の準備から、入水や上水の信號に用ふる旗とか
笛とかの如きものゝ用意と、萬々の時に備へる非常用警笛も亦準備品の一つであり、尙簡単な藥品
類も是非携帯すべきである。

愈々水泳を施行する様になると毎日必ず事前に。

一、水溫検査をする事。

二、風位を調査しておく事。

三、波浪の高低を観察しておく事。

四、潮流の動向を見究めておく事。

五、潮の干潮状況からその傾向をも観察しておかねばならぬ。

以上の如くにして水泳施行の如何を決定すると共に、當日の心得なり対策なりを用意しておかねば
ならぬ。

以上の如き配意と並行して。

文書によつて父兄の一人一人に對して、水泳兒の賛否を求めねばならぬ。

保護者から入水兒の了解を得たならば、更に個人々々について入水適否の身體検査を施行すべきであ
る。云ふ迄もない事であるが、心臟病、肋膜炎、脚氣、リウマチス、胃腸カタル、中耳炎、癩癩、腦
貧血を起し易い人、筋肉のよく痙攣する傾向のあるものなどはさけるがよい。

斯くして、

鉢巻を用意するがよい、その鉢巻は水泳等級を明にすると共に、又兒童を容易に認め得られる様な
ものを條件とする。

次には禪を必要とする、禪は非常の場合には救助の手掛りともなり得るものでなくてはならぬ。

さて愈々入水する事となると、必ず數人宛の組合を作り、それらは常に共同動作をなさしめて、相
互扶助並に警戒し合ふ様な組織たらしむべきである。

更に耳に水の入らぬ様に綿などを以て工作しておくがよい。よく夏季水泳時に耳に水が入つて、急性中耳炎を惹起する事を見聞してゐるものである。

早く正しく整列し、確實に點呼し、四肢關節など準備運動をせねばならぬ。この準備運動を終ると一應浅い所まで導き入れ、顔面や身體全部を水に浸したる後、漸次に深い所に進み又は泳がしむべきである。尙其の他の注意條項を擧げて見ると。

- 一、成るべく沖より岸に向つて泳ぐがよい。
- 二、岸と並行に泳ぐもよい。
- 三、歸りは行きの二倍かゝる事を心得ねばならぬ。
- 三、急に強い泳ぎ方をせぬがよい。
- 四、河川を横ぎる泳ぎ方には餘程の注意を要する。
- 五、渦に巻き込まれた時は落ちついて、其の回轉の方向に順應して逃れるがよい。
- 六、大波に巻かれた時は、成るべく身體を丸めて暫く氣を落つけて後善處する事。
- 七、河川では監督者より上流でなす事。
- 八、強い日光の直射をうける時には日射病に罹ることがあるから時々頭部を濡すがよい。

然して兒童の入水時間は大體に於て、午前中は十時頃を中心とし、午後は二時頃を中心とし、一回十五分位より二十分位、各二回位を限度とする、そして。

- 一、空腹時はよくない。
 - 二、食事直後もさけるがよい。
 - 三、疲勞甚しき時はさけるがよい。
 - 水泳を終了したならば。
 - 一、直ちに整列して人員點呼をする事。
 - 二、清水でよく目を洗ひ、シャワーを十分に与らせてよく洗はせる事。
 - 三、耳の水をとる事。頭部を曲げその方の片脚で飛ぶか、又は紙捻を作りそれで外聽道中水を吸ひとらせる事。
 - 四、鼻汁をかむ時は片一方づゝとするがよい、兩方同時に強くかむ時は中耳炎を起す事がある。
 - 五、用具の整理又は水洗等をする事。
- それらも指導水泳中において十分留意し訓練つけておく項目である。
- 次に自由水泳について注意すべき一般を述べて見よう。

放課後又は休業中の自由水泳をば、全然禁止する事は恐らく不可能の事であらうし、又左様な態度を執る必要はあるまい。

然し恐るべき水禍の大部分は寧ろこの自由水泳中に惹起せられる様に思ふものである、とするとこの自由水泳をなさしむるについては、用意周到特別なる對策が學校としても保護者としても亦兒童としても、實踐せられねばならないのである。

校下が廣範圍に互る時、自由水泳場は、指導水泳の時の如く一個所を限定する事は、實際問題として困難である。然しながらこれも已に述べた條件によつて、する場所を限定せねばならぬ。

次に入水時間についても、指導水泳に準じ、入水に當つては相當年齢に達したものの三四人以上でなくては斷じて水泳させぬがよい。

小さい兒童同志が二人位で水泳に行き、救ひ得られる場合をも、救ひ得ざりし例は絶無ではないのである。

然して水泳中萬一の場合を慮りて、之が對策訓練もなしおきたいものである、即ち。

一、浮袋の如きものゝ用意

二、溺死せんとするものゝ救助は決して容易で簡單ではない、救助の心得少なきものが溺死せんと

するものを救はんとして、共に溺死した例は決して少なくない。従つて水に溺れんとするものを發見した時は、丸太類、船板類、木片類、桶樽類、浮袋の如きものを投げ與へるとか、或は釣竿類、帶類、繩類等の如きものを投げ與へて引き寄せるが尤も好都合である。若しそれが不可能の時は、やむを得ないから泳いで溺れんとするものに近づかねばならぬ。然し溺れんとするものは所謂藁でも掴むと云ふ諺がある様に、遮二無二救助者の何處へでも抱きついて、救助者の運動を不可能ならしむる事が多いのである。私も實は救助に赴き運動不可能に陥らしめられた經驗を持つてゐるものであるが、この點に對して十分の戒心を以つて近づかねばならぬ。即ち背泳の如きをなしつゝ十分對者を監視しつゝ、徐に近づき手頭の如き處をしかと握つて抱きつくの自由を奪ふ事である。或は又突如として近づいては陸の方に推し進め推し進めする方法をも考へられるのである。

三、危険に陥つた者を發見した時は、一人は直ちに走り大聲を出して急變を大人につげ、一人は危険者を監視すべきである。

尙この自由水泳に對しては、地方別に組合なり監視員なりを作り又は設けて、相戒め合ふ様にするとか、或は又地方區擔當教師は時々水泳時間を計り、巡視して規定事項の勵行指導をなす事は勿論、

保護者に對しても亦叙上の趣旨を十分に徹底せしめ、又社會人に對しても、それらの了解と助力を乞ふ事も亦一つの防止策である。

尙便宜上こゝに水上事故に對する二三の問題を羅列しておく。

一、水泳中時々、コムラガヘリと稱して腓腸部に痙攣を起す事がある。斯かる時には患部を両手で揉むか狼狽せず一度は水を潜る覺悟で、又は足を屈げたり延したりする事によつて、緩解するがよい。この痙攣の原因は疲勞の時、又餘り烈しく脚を使用した時、或は又水溫の急變化の際に起り易い。若し左様な傾向を感じた時には、必ずその脚の負擔を軽減する様な泳ぎ方に變へる必要がある。

二、毒魚、オコゼに刺される事がある、斯かる際には、患部にアンモニア水を塗布し又鉛糖水の冷罨を施すがよい。水母に刺された時も同様の處置をとるがよい。

三、船が轉覆した時には。

成るべく舟から泳ぎ去らずに、舟側又は舟板、木製具の如き浮くものにつかまる事が第一である。たとひ陸が近くても救ひを待つ事として、妄りに泳ぎ出さぬがよい。すぐに疲勞して沈没するに至るから。

人が澤山集まる方には行かぬがよい。

終りに人工呼吸法の概要を擧げて本章を結ぶ事とする。

人工呼吸の大切な事、然もそれは割合に容易に收得が出来るものである事は改めて述べる迄もない事である。

先づ患者をうつむきにねかせ、片方の腕を前方に伸ばし、片方を肘のところからまげ、手の甲の上頬がくる様にする。前方に伸ばした腕は約四十五度の角度におく。

救護者は膝を折つて患者の大腿部の所に跨がり、兩脚で患者の大腿部を強く挟んで動かない様な姿勢をとる、そして掌を腰部におき、指が肋骨に平行し、小指が最終の肋骨の上にくる様にする、親指と他の指が離れない様に、且兩手の間隔は約三四寸位にする。

救護者は腕を垂直にし、患者の耐へ得る程度の體重を腕にのせる様にして、徐々に前下方に向つて壓す。救護者の肩が手首の眞上の處へくる程度迄前方に壓迫する。この場合に腕を決して屈げない様にする事が大切であつて、この動作は約二秒間、

次に兩手を瞬間的に兩側に向つてはなし、患者の胸部に加へた壓力を全然取り去る様にする。

二秒間休んだ後、再び兩手兩腕を使つて、前回の動作を繰り返す、一分間に十二回乃至十五回の度數を以て、患者の胸部に壓力を加へることゝ、急に壓力を放失させる動作をくり返す。この動作は四

秒乃至五秒で行ふ。

この人工呼吸法は忍耐して二時間でも三時間でも施行せねばならぬ。

患者が蘇生した時は、心臓を過勞させない様に、患者を仰臥させて、決して立たせたり起き上らせたりさせてはならぬ。そして熱いコーヒか濃厚な茶の如き興奮劑を與へ、患者を暖くしておかねばならぬ。

救護者が交代する時には、今迄の動作が亂れない様に調子を合す事が大切である。

(この項水上事故の防止による)

第八章 映畫會に於ける安全教育

映寫會は映畫教育は今や將に時代の寵兒として、我が教育實際界に普及せんとする傾向を示して來た。従つてそれは今後廣く多く實施せられる事になるであらう。

然して過渡期の今日に於ける映寫會は學校内に於て行はるゝ場合もあるし、又劇場等を利用する場合もあるのである。云ふ迄もなく映畫教育は理想としては學校内に於て施行せらるゝ事を第一義とす

べきであるし、やがては左様になるであらうが、

従來その何れにしても、時々各地の映寫會に於て災禍を惹起しつゝある事は世間周知の悲しむべき現象である。

思ふに映寫機にしても、フィルムにしてもその設備にしても、漸次に改善せられて、それに伴ふ災禍も日を追うて減少しつゝある事は、誠に慶賀に堪へぬ次第である。然し今尙その開催に當つては、大なる注意を拂ふべきである事は、主催者として當然の義務と云ふべきである。

さて映畫教育全體の機構について言ふならば、多くの研究對象が存在するのである。即ちフィルムを選定組合はもとより、その映寫に先だつて、映畫題材について豫め相當の豫備知識を與へ置き、觀覽後はそれに對して感想や意見の發表をなさしむるとか、乃至はその入場退場映寫中の云々と云ふ様な種々の問題を發見するものであるが、こゝでは左様な全般的の問題をば避けて、専ら危険豫防乃至危険に際しての對策方法について、考察を進めて見る事とする。

映寫會に於て危険を惹起する場合の多くは映寫機の調子によつて、フィルムが燃燒する事に端を發し、それが直接の災禍を與へる事もあるし、之につれて觀覽者が周章狼狽する事によつて災禍を益々擴大する様である。

かうした原因に着眼する時は、先づ技術者は映寫機を十分に點檢し、危険を惹起する根本をつきつめて、遺洩なき練習を積んでおく事である。然して萬々一の場合には、沈着に事を處して、決して周章狼狽する事なき様にする事が第一條件である。かうした場合に技術者が、何事もなき小事として落ちつき拂つて善處する時は、觀衆も亦それに順應して立騒ぐ事なく、之に反して技術者が小事と雖も周章狼狽する時は、觀衆も亦之を大事件ならんと直覺して、一層の驚をなし騒動するに至る事はやむを得ぬ群集心理の致す處である。その度胸を技術者に要求する。

次には一般兒童に對して非常に處する態度の訓練である。兎角暗室内に多數人が集合してゐる際には一寸の事よりも刺戟をうけて、直接危険原因より受くる災禍よりも、寧ろ一犬虚を傳へて萬犬實を傳ふ的の群集心理に於て立ち騒ぐ事によつて蒙る間接災禍とも云ふべきものゝ大きいものである事を見聞してゐるものである。かうした點に對して豫め十分なる工作をなしおく事が大切である。即ち萬一の場合には教師の指揮を待つ事として、全く口を閉ぢ、おしたり飛び起したりする事なく、大急で戸口に近きより順次に走り出でて、空地に集合する様訓練づけねばならぬ、勿論萬一の場合には教師の戸口に近きものは第一に戸を開かねばならぬ事は云ふ迄もない事である。其の他教師が臨機應變の處置をとるべき事は最大の要件である。従つて教師は場に臨むに當つては常に場の内外の實際を精

査して、避難の場所方法についても、萬一を豫想して、その對策を胸に描いておかなければならぬ事は當然の務である。

次に技術者は、電氣についての検査をなし、尙試寫をば必ず實行する事である、如何に手腕ありと雖も、之に驕つて等閑に附するが如き事なき様にすると、兒童の觀覽排列についても、映畫機や戸口の近くなどを考慮して學年を配し、教師の監督位置についても種々の視角より適當なる配當をなす必要があるのである。斯くして萬一の場合に備へる水とか砂とかの如きを準備しおかねばならぬ事は云ふ迄もない事である。

尙活動寫眞會の開催には、興行取締規則を適用せられる場合が多い、従つて某縣のそれは縣独自のものであるが、大體に於て大同小異であるから、参考の爲にその全貌を知るべく拔萃する事とする。

興行取締規則

昭和 年 月 日
某縣令第 號

拔萃

第八章 映寫會に於ける安全教育

第二條、本令ニ於テ常設興行場ト稱スハ常設興行ノ用ニ供スベキ興行場ヲ謂ヒ假設興行場ト稱スルハ一時興行ノ用ニ供スベキ興行場ヲ謂フ

第三條、本令ニ於テ興行主ト稱スルハ興行場設置ノ許可ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ興行人ト稱スルハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ヲ謂フ

第六條、本令ニ依リ知事ニ提出スベキ願届書ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

第三節、假設興行場

第二十一條、假設興行場ヲ設置セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄警察署ノ許可ヲ受クベシ第

二號乃至第四號ノ事項又ハ建物ノ構造設備ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

但シ建設以外ノ場合ニ於テハ必要事項ノミヲ具スベシ

一、本籍、住所、氏名生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在地及代表者ノ住所、氏名生年月日）

二、興行場ノ種類

三、興行場ノ位置

四、使用ノ期間

五、建物ノ設計書一圖面ニ示シ難キ構造及設備、材料ノ種類及寸法、其ノ他使用梗概（既設建物ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ旨）

六、敷地ノ周圍二百メートル以内ノ見取圖

七、建物ノ平面圖（方位・客室ノ用途）竝坪數・出入口・非常口・廊下通路・棧敷階段竝其ノ幅員

ヲ明記スルコト）

八、既設建物ヲ使用スルモノニ在リテハ建物ノ種類及現在ノ用途

九、敷地又ハ既設建物ニシテ他人ノ所有又ハ管理ニ係ルトキハ所有者又ハ管理者ノ承諾書

祭祀・宗教・慈善・學術其ノ他専ラ公益ノ爲ニスルモノ又ハ諸賑ノ餘興ノ爲ニスルモノニシテ官

公署・學校・神社・寺院・公會堂ノ類ヲ使用シ假設興行場ヲ設置セントスル者ハ前項第一號乃至

第四號、第八號及第九號ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ヅベシ

第三十三條、常設興行場ノ設置シアル市町村ニ於テハ假設興行場ノ設置ヲ許可セズ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條、興行人ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一三、燈火ニシテ洋燈ヲ使用スルトキハ油壺ハ金屬製ノモノヲ用ヒ且火止石油ノ類ヲ使用スルコト

- 一四、客席ヲ暗黒ニセザルコト但シ活動寫眞興行ニ在リテハ觀客ノ容貌ヲ認識シ得ベキ照度ノ點燈ヲ爲スコト
- 一五、裸火ヲ使用セザルコト但シ舞臺ニ使用スル差出火ノ類ハ此限ニ在ラズ
- 一六、興行中ハ非常口ニ赤色燈點シ扉ハ容易ニ開放シ得ル様戸締ヲ撤去シ觀客ノ避難ニ支障ナカラシムルコト
- 一七、出入口・非常口・階段・廊下・通路及第二十一條第一號又ハ第三十五條第一號ノ空地ニハ通行又ハ避難ニ障害トナルベキ物件ヲ置キ其ノ他妨害トナルベキ行爲ヲ爲サザルコト
- 二五、休憩時間内ハ窓其ノ他周圍ノ扉ヲ開放シ換氣採光ヲ適良ナラシムルコト
- 三三、警察官吏ノ求メアルトキハ脚本・説明臺本又ハ技藝者ノ鑑札若ハ説明者映寫技士免許證ヲ提示スルコト
- 三四、興行ヲ閉止シタルトキハ場内ヲ清潔ニ掃除シ火鉢・煙草盆・洋燈・敷物其ノ他火災ノ原因トナルベキ物件ハ火氣ヲ取除キ安全ナルコトヲ確メタル上座蒲團其ノ他ノ可燃質物等ハ適當ニ區畫シ各其ノ置場ニ藏置スルコト

第四十五條

- 二、興行三十分以内毎ニ五分間以上休憩スルコト
 - 四、映寫室ニハ映寫作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラザルコト
 - 七、假設興行場ニ在リテハ不燃質材料ヲ以テ築造シタル場所ニ非ザレバ映寫作業ヲ爲サザルコト
- 但シ機械ノ構造、燈火ノ種類又ハ建物ノ構造等ニ依リ所轄警察署ニ於テ支障ナシト認メ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三節、技藝者説明者及映寫技士

第五十八條、説明者又ハ映寫技士タラントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ免許ヲ受クベシ

但シ映寫技士ニシテ常時不燃性「フィルム」ヲ取扱フ者ハ此ノ限ニアラズ

- 一、本籍・住所・氏名及生年月日
 - 二、藝名アルモノハ其ノ藝名
 - 三、履歷書
 - 四、傳染病疾患ナキコトヲ證スル醫師ノ診斷書
 - 六、出願前一月以内ノ撮影ニ係ル寫眞（名刺形半身脱帽無臺紙）二葉
- 免許有効期間滿了後仍引續説明者又ハ映寫技士タラムトスルモノハ有効期間滿了以前ニ前項各號

ノ事項ヲ具シ免許證ノ再交付ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

第五十九條、前條第一項ノ申請ニ對シテハ試験ヲ行フ但シ履歴ヲ審査シ其ノ必要ナシト認ムルトキハ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルベシ

試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第六十三條、説明者又ハ映寫技士ノ免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ知事ニ届出デ免許證ノ再下付ヲ受クベシ但シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許證ヲ添付スベシ

第六十四條、説明者又ハ映寫技士免許證記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ免許證ヲ添へ知事ニ申請シ其ノ書換又ハ訂正ヲ受クベシ

第九章 保健衛生の經營と安全教育

小學校に於ける諸施設中保健衛生施設の目的とする所のものは、悉くが安全教育の消極乃至積極部面を擔當するものと見て差支ないのである。從來この小學校に於ける保健衛生施設の中で、一寸した注意を缺いたが爲に、禍々それは實に九牛の一毛程にも及ばない輕少の事ではあるが、兎に角禍を惹

起した二三の問題について述べて見よう。

先づ私は新聞雜誌等に於て散見した事實ハ私のノートに残されてゐるその要領を列舉し次にその對策について、吟味する事としよう。

一、某校に於ては毎日終業後眼疾兒童に對して點眼をつゞけてゐるのであるが、或る日不圖誤つて點眼器の尖端が眼球に觸れて、之を傷つけて大騒をした、幸にしてそれは輕微で失明するの程度ではなかつた。

二、某校に於て或る日腹痛兒童を生じたので、胃腸藥を與へた所が、やがてその兒童は益々腹痛を訴へ出したので、疑を生じて調査して見た所が、豈計らんや胃腸藥と思つて與へたのは、某劇藥を取違へて使用した事を發見し、周章狼狽したが幸にその原因を發見する事が早かつたので、直ちに手當をして生命に關するには至らなかつたが、問題化せんとした。

三、某校に於ては毎年驅蟲劑を服用させてゐるので、例によつて改めて保護者の了解をば求めず例の如く服用させた所が、それが原因か否か不明であるが、中毒作用らしいものを起して、父兄と學校との間に問題を起した。

四、某校に於ては父兄の了解を得ずして、兒童に某豫防注射をした所が、その夜から二三名の兒童

が發熱して數日間苦しみ、保護者との間に物議を起した。

五、某校に於ては消毒の手入が不十分であつて、それで食物の調理をしたが爲に、數名の兒童が軽い腹痛ではあつたが、一時學校當局を驚かせた。

六、その他給食用の牛乳が腐敗してゐたが爲に、又は鶏卵が腐敗してゐたのに氣づかずして、それを使用して腹痛や吐瀉を起し、中には相當の重患者をも出した。

以上はその一端ではあるが、それに類似の事件は或は各地に多少存在するのではないかと想像してゐるものである、がそうした事は私共の一寸した注意によつて絶滅乃至減少する事が出来るのではないかと信ずるものである。

先づ、

一、眼の治療については、洗眼があり、點眼がある、水壓による洗眼に於ては餘りの高水壓である時は、何時しか眼球を傷けるに至る事があるので、水壓については常に注意を拂うて適度を失してはならないのである。

次に點眼の方法については、點眼器の持方―眼球に直角に持たずして、角度を成るべし少なくし、一方の手で兒童の額を持つことである、然して治療室に入りなば兒童は絶対靜肅と云ふ事を保たせ、

順位を重んじ、點眼中の兒童には絶対に觸れない様な訓練に徹せしむべきである。

尙耳や鼻の治療についても、略それと同様な注意を拂ふべき事は、言ふ迄もない事である。

二、學校に設備すべき簡單薬は、その貯藏について、學校醫の指導をうけ、且つ消毒類とか劇薬類の如きものと、服用薬とは同じ戸棚の中には絶対に貯藏せぬ様にし、使用者は使用後は如何なる事あるも、必ずそれ〳〵既定の場所に收める事を斷行して、薬品を取違へる原因を除去し、又急々の場合にも決して周章する事なく、落付いて事を處理するの腹を持つべきである。

三、醫療並にそれに類似の行爲を兒童に施行せんとする時には、必ず醫師の指揮をうけねばならぬし、又保護者の了解をも受けた後に於て施行せねばならないのである。そしてその施行に當つては、醫師の指揮をうけて、技術をねり、それを恪守すると共に、施行後はその経過について、十分監視して異状を認めたらば、直ちに善處する程の周到さがなくてはならぬ。

四、次に近時各地の學校に於て、兒童給食施設の普及しつゝある事は、誠に喜ぶべき事象ではある。勿論その材料の選擇調理の方法等については、十二分に注意せられてゐて、殆ど間違はないであらうが、然し偶々鶏卵の腐敗せるもの、又は牛乳の腐敗せるもの、乃至は魚肉具類等の不良なるものの混在する事などがあつて、時に吐瀉を腹痛を惹起する事なきにしも非ずである。願はくは材料の良

不良調理の方法等について検査を厳にし、日々今日が始めての日だとの緊張を持續して處理したいものである。

次に参考資料として、學校に備付けおくべき、急救藥品及急救用具の一端並に、學校傳染病豫防規程、「トラホーム」豫防法を掲げよう。

一、急救藥品及急救用具。
内服藥。

一、重炭酸ナトリウム。

胃藥に用ふる。然も制酸劑である。

二、アスピリン。

解熱劑として廣く用ひらる。風邪頭痛によい。

三、健胃劑。

普通藥店に種々の數がある。

四、ヒマシ油。

強い下劑である。

五、食鹽。

催吐劑、含嗽用等に用ひらる。

六、クミチンキ。

有名な健胃劑である。

七、葡萄酒。

腦貧血などの時興奮劑として廣く用ひられる。

八、稀鹽酸。

飲用水などに入れ消毒用とする。

外用藥。

一、アルコール。

尤も廣く消毒用として尙刺戟塗擦劑として用途が廣い。

二、石炭酸。

世間周知の消毒劑である。

三、昇汞水。

強烈な毒薬の消毒剤である。溶液は金属を腐蝕する。

四、クレゾール。

液消毒剤である。

五、沃度チンキ。

凍傷、挫傷等に廣く用ひらる。

六、オキシフル。

口腔内等の消毒用に供せられる。

七、アンモニヤ水。

毒蟲、毒蛇の傷に廣く用られる。

八、硼酸。

含嗽用や洗滌用、濕布用として廣く用ひられる。

九、硼酸軟膏。

腫物にも火傷にも凍傷にも用ひられる。

一〇、オリーブ油。

火傷や耳垢を溶すに乃至打撲凍傷等に廣く用ひられる。

一一、イヒチオール。

疼痛、挫傷、凍傷等に用ひられる。

一二、グリセリン。

皸に効果がある。

一三、血止綿。

一四、明礬。

用具。

一、脱脂綿。

二、ガーゼ。

三、三角巾。

四、油紙。

- 五、絆創膏。
- 六、晒木綿。
- 七、繻帶。
- 一、ピンセット。
- 二、膿盆。
- 三、液量計。
- 四、檢溫器。
- 五、膏藥ヘラ。
- 六、毛拔。
- 七、天秤。
- 八、懷爐及附屬品。
- 九、スポイド。
- 一〇、氷嚢。

- 一一、水枕。
 - 一二、消毒器。
 - 一三、乳鉢、乳棒。
- 其の他省略。

二、學校傳染病豫防規程。

大正十三年九月九日
文部省令第十八號

第一條、學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類、「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)腸「チフス」「パラチフス」痘瘡、發疹「チフス」猩紅熱「チフテリア」流行性腦脊髓炎「ペスト」

第二類、百日咳・麻疹・流行性感冒・流行性耳下腺炎・風疹・水痘

第三類、肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類、「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病。

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スベシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要ナリト認メタルトキ又同ジ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

第二條、學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒ガ入學シタル場合ニ於テハ其ノ決定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムベシ第二期種痘期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同ジ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童ガ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スベシ

第三條、第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治療シタル後ニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ

第一類ノ傳染病病原體保有者ハ病原體消失シタル後ニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ、但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニアラズ

一、罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀減退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ、赤痢

十四日

ロ、腸「チフス」「バラチフス」

二十一日

ハ、「チフテリア」流行性腦脊髓炎

七日

二、健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セズ

第四條、「コレラ」「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢腸「チフス」

及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セザル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ尿、腸チフス及「バラチフス」ニ付テハ尿尿「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條、第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ
- 二、麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ
- 三、流行性感胃ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ
- 四、流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ
- 五、風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ
- 六、水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條、第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル時又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條、職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病者ニ感染ノ虞アルモノハ豫病處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ

第八條、職員ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲グル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ患者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スベシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲グル處置ヲ爲スベシ

- 一、第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ他ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スベシ
 - 二、第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他ノ適當ノ處置ヲ爲スベシ
 - 三、第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スベシ
 - 四、第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スベシ
- 學校内ニ第一條ニ掲グル傳染病毎ニ汚染シ若ハ汚染ノ虞アル物件アルトキハ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スベシ

第九條、第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スベシ

- 一、病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ト隔ツルコト
- 二、病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具書籍等ヲ専用トスルコト
- 三、病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト
- 四、病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類器具、寢具書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト
- 五、「チフテリア」腸脊髄膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲グル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ、咳嗽、噴出ノ際ハ布片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト
 - ロ、鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 六、赤痢、腸「チフス」「パラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號及乃至第四號ニ掲グル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ、便所ハ専用トシ上圖ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
 - ロ、便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用ヒ上圖ノ都度消毒スルコト

ハ、尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七、「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲グル豫防處置ヲ爲スノ外、眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條、學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ヅベシ

第十一條、學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スベシ

第十二條、傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ビ之ヲ使用スルニ先チ、十分ナル清潔方法ヲ施行スベシ

第十三條、學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ在リテ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ尙校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員ニ對シ之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ヅベシ

第十四條、學校ノ寄宿舎ニテ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又地方長官ハ左ノ各號ニ依
リ文部大臣ニ報告スベシ

一、初發ノ場合ニハ、病名、發病ノ日（發病疾病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日）患者數、疾病ノ
經過、感染ノ経路、發病出來ノ處置、將來執ラントスル處置其他參考トナルベキ事項ニ付遲滯ナ
ク報告スベシ

二、續發セル場合ニハ病名、發病ノ日（發病ノ日不明ノタキハ診斷決定ノ日）患者數、初發報告以
外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルベキ事項ニ付報告スベシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキ
ハ即時報告スベシ

三、前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡其ノ他（休學退學等）ニ分チ報告スベシ

第十五條、學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、手洗水ハ流出裝置ト爲スコト
二、共同手拭ヲ備ヘザルコト

三、學生生徒兒童ノ數ニ應ジ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ毒痰ハ消毒シタル後
之ヲ便池ニ投棄スルコト

四、宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自専用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタ
ル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條、本規定中、學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲ
シテ行ハシムベシ

第十七條、本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要領左ノ如シ

一、「コレラ」赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚
水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ノ掃除ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且
蠅ノ驅除蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト

二、痘瘡、猩紅熱「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ衣類・寢具・器具・玩具・疊・敷物
等ヲ清潔ニスルコト

三、發診「チフス」ニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト

四、「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣服、寢具疊敷物床下等蚤及、南京蟲ノ棲

息シ易キ物件ヲ清潔ニシ及掃除スルコト

五、第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類・寢具・書籍・器具・玩具・疊・敷物等ヲ清潔ニスルコト

六、前各號ノ外必要ニ應ジ左ノ清潔方法ヲ行フコト

イ、土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト

ロ、室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト

ハ、疊、敷物等ハ日光ニ曝スコト

ニ、床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト

第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スベシ

清潔方法ヲ施行スル場合ニハ溢リニ消毒藥ヲ撒布スベカラズ傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要ナルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚渫スベシ

清潔方法ノ施行ニ依リ生ジタル汚泥塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ投棄シ又ハ燒

却スベシ

第十八條、消毒方法ノ要項左ノ如シ

一、消毒方法ハ左ノ五種トス

イ、燒却、

ロ、蒸氣消毒、

ハ、煮沸消毒、

ニ、藥物消毒、

ホ、日光消毒、

一、蒸氣消毒ニハ流通蒸氣ヲ用キ成ルベク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ溫熱ニ觸レシムベシ蒸氣消毒ヲ施行セントスルトキハ左ノ事項ニ注意スベシ

イ、消毒ニ依リ褪色ノ虞アルモノハ蒸氣消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混ジ蒸氣消毒ヲ行ハザルコト

ロ、衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

三、煮沸消毒ハ消毒スベキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰三十分以上煮沸スベシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前號「イ」ヲ準用ス

四、藥物消毒ニ用ウベキ藥品並ニ其ノ製法及用法左ノ如シ

イ、石灰酸水防疫用石灰酸三分（水九十七分）

石灰酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石灰酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振撼シツ、徐々ニ水ヲ注ギ定量ニ至ラシムベシ

石灰酸水ハ使用ノ都度之ヲ振撼スベシ

ロ、「クレゾール」水「クレゾール」石鹼液三分（水九十七分）

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フベシ「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振撼スベシ

ハ、昇汞水（昇汞水一分普通食鹽一分水千分）

昇汞昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞、（一錠中昇汞〇五「グラム」ヲ含ムヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スベシ昇汞水ハ金屬製ニアラザル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キザルモノハ「スカレット」「フクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ着色シ識別ニ易スカラシムルコトヲ要ス

ニ、煨製石灰（少量ノ水ヲ注ゲバ熱ヲ發シ崩壞スルモノ）煨製石灰末（煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ）

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末トナスベシ

石灰乳（煨製石灰二分水八分）

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スベシ石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スベシ煨製石灰ヲ得ルコト能ハザル場合ニ限り倍量ノ石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

ホ、「クロール」石灰水「クロール」石灰五分水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法、用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ、「フォルマリン」水「フォルマリン」一分水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フベシ

ト、「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムベシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スベシ

(一) 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約「百グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クベシ

(二) 物件ノ内部ニ至ルマデ消毒スル必要アルモノニハ真空装置ニ依ルニアラザレバ之ヲ使用スベカラズ

真空装置ニ依ル消毒時間ハ其ノ装置ニ依リ之ヲ定ムベシ

(三) 氣密ニ閉鎖シ得ベキ消毒函内又ハ土藏造リ、洋風建物等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ベキ室内ニアラザレバ之ヲ使用スベカラズ

五、日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルベシ

日光ノ強度、消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スベシ

六、「コレラ」赤痢、腸「チフス」及「パラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ、尿尿、吐瀉物其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ、死體

ハ、患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ホ、患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物残渣等

ヘ、病室ノ疊、敷物等

ト、便所・便池・手洗鉢等

チ、臺所・臺所器具・井戸・水槽等

リ、芥溜・下水溝等

七、痘瘡、猩紅熱、麻疹風、疹及水痘ニ付消毒法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ、鼻汁・唾壺・膿汁・痂皮・落屑及其ノ處置ニ用キタル器具・布切・紙片等

ロ、死體

ハ、患者及死體ノ用ニ供シタル衣服・寢具・運搬器具等

ニ、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用ニ供シタル衣類・寢具等

ホ、患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具・書籍等

- へ、病室ノ疊・敷物・建具・側壁等
- 八、發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ、鼻汁・唾壺及其ノ他ノ處置ニ用キタル器具・布切・紙片等
- ロ、死體
- ハ、患者及死體ノ用ニ供シタル衣類・寢具・運搬器具等
- ニ、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用ニ供シタル衣類・寢具等
- ホ、寢室ノ疊・敷物等
- 九、「チフテリア」、流行性腦脊髓膜炎、百日咳、流行性感冒及流行性耳下腺炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ、鼻汁・唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具・布切・紙片等
- ロ、患者ノ用ニ供シタル衣類・寢具等
- ハ、看護人及其ノ使用シタル衣類・寢具等
- ニ、患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具・書籍玩具等
- ホ、病室ノ疊・敷物・建具・側壁等

十、「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- イ、血液・鼻汁・唾痰・膿汁・及左ノ處置ニ用ヒタル器具・布切・紙片等
- ロ、死體
- ハ、患者及死體ノ用ニ供シタル衣類・寢具・運搬器具等
- ニ、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類・寢具等
- ホ、患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具・書籍等
- へ、病室ノ疊・敷物・建具・側壁等
- ト、鼠ノ棲息・交通スル場所
- 十一、消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ
- イ、患者

患者ハ治癒シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムベシ、但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フコトヲ妨ゲズ

入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニヨル

ロ、死體

死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若クハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若クハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツベシ

ハ、尿尿・吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若クハ「クレゾール」水、其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若クハ「クロール」石灰ヲ加ヘ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若クハ焼却スベシ

昇汞水及「フォルマリン」水ハ尿尿・吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニ適セズ

ニ、病毒ニ接觸シタル者

看護人、消毒方法ノ施行又ハ患者・死體・排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スベシ

手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スベシ

ホ、衣類・寢具・敷物・紙片等

蒸氣消毒又ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若クハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スベシ

絹布・毛織物・綿・綿入蒲團・羽根蒲團等ハ成ルベク蒸氣消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スベシ

ヘ、患者・死體・病毒汚染物件ノ運搬器具・患者・死體・又ハ病毒ニ汚レ若クハ汚染ノ疑ヒアル物件ヲ運搬シタル駕籠・釣臺・車等ハ使用ノ都度石炭酸水、「クレゾール」水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スベシ

ト、圖書・書籍

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スベシ

チ、硝子器・陶器・磁器・鐵製品・竹木製品等

石炭酸水、「クレゾール」水・昇汞水・石灰乳若クハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸氣消毒若クハ煮沸消毒ヲ行フベシ

飲食器具・玩具・金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スベカラズ

リ、革類・革製品・漆器其ノ他ノ塗物類、護謨製品・「セルロイド」製品・護謨附品・糊附品・膠附品・紙製品・毛皮・象牙・鼈甲・角等

石炭酸水「クレゾール」水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若クハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スベシ

蒸気消毒及煮沸消毒ハ以上ノ物件ノ消毒ニ適セズ

又、校舎、其ノ他ノ室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スベシ、但シ密閉シ得ベキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス

ル、便所・芥溜・溝渠等

便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煨製石灰末石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注ギ十分攪拌スベシ、但シ屎尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニアラザレバ肥料ニ供スルコトヲ得ズ
芥溜及土地ニハ石炭乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注ギ塵芥ハ之ヲ焼却スベシ
煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セズ

ヲ、井戸・水槽・汚水等

井戸・水槽・汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若クハ水量ノ五十分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸気ヲ通シ三十分以上沸騰セシムベシ

昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞レアル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スベカラズ

ワ、船舶

船室ノ消毒ハ本號「ヌ」ニ準ズ

船底水ニハ其ノ函量ノ二百分ノ一ヲ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ヲ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スベシ

カ、動物ノ死體、消毒後再ビ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スベシ

ヨ、衣類・寢具・器具・敷物・圖書・書類其ノ他ノ物件ニシテ焼却・蒸気消毒・煮沸消毒・藥物消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フベシ

第十九條、本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附記

明治三十年四月一日公布法律第三十六條傳染病豫防法抄錄

第二條第二項

「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病流行シ若クハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規定ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若クハ一部ヲ適用スルコトヲ得

附錄

種痘法

明治四十二年四月十四日
法律第三十五號

第一條、種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ非ラズ

一、第一期、出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フベシ

二、第二期、數ヘ年十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フベシ
定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス

第二條、保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ

第三條、左ニ掲グル者ハ未成年ノ生徒、院生若クハ之ニ準ズベキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムベシ

一、學校、育兒院又ハ之ニ準ズベキ場所ノ校長、院長其ノ他ノ首長

二、教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲グル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條、新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生ジタルトキハ種痘ヲ受ケサセルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムベシ前項ノ期間内ニ其ノ手續キヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長區長ヲ以テ戸籍吏ニ充ツル市ニ屆ニ於テハ區長以下之ニ準ズ出ヅベシ

未成年者ヲ傭使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメザル場合ト雖モ前二項ノ規定ヲ適用ス
前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條、市町村長ハ種痘ヲ施行スベシ

第六條、市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スベシ

第七條、疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハザル場合

ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スベシ

第八條、市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セザルニ至リタル者ヲ戸籍吏ニ通知シ戸籍吏ハ戸

籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スベシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付テハ戸籍法第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條、市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケズ其ノ他ノ種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナ

ル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フベシ

第十條、種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第二

項ノ場合ヲ除クノ外之ヲ定期種痘ト看做ス

第十一條、第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於

テ檢診ヲ受ケシムベシ但シ其ノ期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハザル事由アルトキハ市町村長ニ届

出ツベシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スベシ第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ採痘

漿ヲ採收スルコトヲ得

第十二條、醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツ

ベシ

第十三條、醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スベシ

第十四條、當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示セシム

ベシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ非ラズ

第十五條、地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クベキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時

種痘ヲ命ズルコトヲ得

第十六條、醫師虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セズシテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金

ニ處ス

第十七條、左ニ掲グル者ハ科料ニ處ス

一、第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
 二、保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメザル者
 第十八條、第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス
 第十九條、官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項及第四條第一項乃至第三項ノ規定ニ準
 ジ其ノ措置ヲ爲スベシ

第二十條、本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ニ對シ、親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ
 本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノニ該當ス

附則、省略

種痘法施行規則

明治四十二年二月二十一日
 内務省令第二十六號
 大正八年八月
 内務省令第一〇號改正

第一條、市町村長區長ヲ以テ戸籍吏ニ充ツル市ニ於テハ區長市制町村制ヲ施行セザル市ニ於テハ市町村長ニ準スヘキモノヲ含ム以下之ニ做フハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル

間ニ於テ現住人中左記各號ニ該當スル者ノ種痘期日ヲ指定スベシ

- 一、前年中出生ノ者
 - 二、數ヘ年十歳ノ者
 - 三、前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者
- 地方長官東京府ハ警視廳
監以下之ニ做フノ必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ種痘期日ヲ指定セシムルコトヲ得

本條ノ指定ハ之ヲ公告スベシ

第二條、市町村長ニ於テ施行スル種痘ノ場所ヲ公告スベシ

第三條、保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ種痘定期ニ在ル未成年ヲシテ第一條ノ期日迄ニ醫師ニ就
 キ又ハ前條ノ種痘所ニ於テ種痘ヲ受ケシムベシ

第四條、市町村長ハ痘瘡猩紅熱、實布埤利亞、格魯布
ヲ含ム丹毒・麻疹・百日咳ノ患者アル家ノ未成年者ニ
 付テ必要ト認ムルトキハ別ニ期日ヲ指定シ又ハ別ニ定メタル場所ニ於テ種痘ヲ行フベシ

第五條、種痘ヲ猶豫セラレタル者ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ事故ノ消滅シ又ハ猶豫期間ノ
 經過シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムベシ

第六條、種痘法第九條ノ未成年者アルトキハ市町村長ハ遅クモ次回ノ種痘施行期ニ於テ種痘期日ヲ指定スベシ

前項指定ノ期日迄ニ種痘ヲ受ケザルトキハ市町村長ハ直ニ種痘ヲ行フベシ

第七條、檢診期日ハ種痘ヲ施シタル日ヨリ第六日乃至第八日ノ間ニ於テ之ヲ指定スベシ

第八條、種痘済證ノ種痘證及種痘猶豫證ハ附録様式ニ據ルベシ

第九條、左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ種痘済證交付後又ハ届出ヲ受ケタル後

二月以内ニ其本籍地ノ戸籍吏ニ通知スベシ

一、第一期種痘善感シタルモノ

二、第一期第二期ノ種痘不善感ナル者

三、第一期種痘施行前痘瘡ヲ經過シタル者

第十條、市町村長ハ戸籍吏ニヨリ前年中出生ノ本籍人ニシテ種痘法第八條ニ依ル符號ノ記入ナキ者ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ若シ其ノ者ガ本籍地外ニ在ルトキハ直ニ之ヲ其ノ寄留地ノ市町村長ニ通知スベシ

第十一條、種痘法第十二條第二項ノ届出ハ種痘證ヲ提示シ又ハ醫師ノ證明書ヲ得テ現住地ノ市町村長

ニ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項ノ届出ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條、種痘法第十四條ニ依リ警察官吏又ハ市町村吏員ノ請求アル場合ニ於テ前記各號ノ一ニ依リ種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セザルコトヲ證明スル者ハ種痘済證又ハ種痘證ヲ提示スルコトヲ要セズ

一、痘瘡經過證

二、種痘猶豫證

三、小學校、之ニ類スル各種學校又ハ幼稚園ノ卒業證書、修業證書又ハ保育證書ニ種痘ニ關スル事項ヲ記入シタルモノ

四、第一期種痘ニ付テハ種痘法第八條ニ依レル符號ノ記入アル戸籍謄本又ハ抄本

五、市町村長ノ證明書

六、種痘又ハ痘瘡ノ癩痕但シ第二期種痘ニ付テハ其ノ證跡

附則、省略

第十章 校舎の管理と安全教育

私のごく浅い狭い経験範囲に於ても、校舎内外の管理に十分留意せられなかつたが爲に、即ち床板に古釘が出てゐて、それが偶々兒童の足を刺したり、柱や腰板や乃至は机腰掛の一端に古釘が出てゐたものがふとした事で、身體に刺して怪我をなし、それらが原因となつて大手術をなし、遂には不具者となつたものや、又二階が墜落して數十人のものが怪我をなし、阿修羅の巷を現出したとか、或は根座が朽ちてゐた爲數人のものが陥つて怪我をしたとか云ふ様な事や、或は又下駄棚等の如きものが倒れかゝつたと云ふ様な例を、見聞してゐるものである。

かうした事件の豫防方法としては、下駄棚や戸棚などの如きものは、十分に安定せしめて、一寸の事では決して倒れぬ様にし、校舎に於ける上述の如きものについては、上述の如き原因となるものや事實を早く見出す事である、云ふ迄もなくそれを認めたらば、今道具がないとか所用中だとか云ふ事によつて遅延する事のない様にして、即日修理せねばならぬ事である。大體毎日洒掃時などにそうした事をも検閲する筈であるが、又毎月一回位は日を定めてそうした事を目的として、校舎内外を巡視して、事前に善處の手段をとる必要を強調するものである、殊にそれが古い校舎たるに於てをやである。

ある。

尙木造の階上Ⅱ階下にしてでもあるが、一室の收容人員なるものは、大凡の限度がある筈である。如何なる物と雖も定量以上の負擔に堪へぬものである事は云ふ迄もない事で、ことに古き校舎に於てはⅡ新しい校舎でも、かうした點に思を致して、制限を加へなければならぬ。

次に校舎の構造又は経過年數の如何が、平素に於てともあるが、特に風害又は震害乃至雪害等と密接な關係にある事は想像するに難くない處である従つて國家は

地方學校營繕職員制

昭和九年十二月二十八日
勅令第三九八號

地方學校營繕職員定員

昭和十三年三月六日
文部省訓令第一號

並に

學校建築物營繕並ニ保全ニ關スル件

第十章 校の管理と安全教育

を公布して之が對策に遺憾なからしめんとしてゐるのである。次に「學校建築物營繕並ニ保全ニ關スル件」ヲ収録して参考に資しよう。

學校建築物ノ營繕並ニ保全ニ關スル件

昭和九年十二月十八日
文部省訓令第十六號

過般ノ暴風被害ノ實情ニ鑑ミ學校建築物ノ營繕並ニ保全ニ關スル注意要綱左ノ通指示ス
事ニ局ニ在ル者宜シク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ實效ヲ舉グルニ遺憾無キヲ期セラルベシ

第一、一般ニ關スル注意

- 一、學校建築ハ教育・衛生・風紀上ノ諸點ニ關シ周到ナル注意ヲ拂フベキハ勿論實用ヲ旨トシ虚飾ヲ避ケ特ニ堅牢強固ナルモノヲラシムルコト
- 二、建築費ハ慎重ナル見積ニ依リテ之ヲ定ムルコト
- 三、工事請負者ヲ選定スルニハ其ノ技術並ニ資産信用ヲ本位トシテ特ニ嚴正ナルベキコト
- 四、工事ノ施行ニ當リテハ技術ニ堪能ナル者ヲシテ其ノ監督ヲ勵行セシムルコト

- 五、學校建築物ノ營繕並ニ保全ニ關シテハ學校長モ常ニ注意ヲ怠ラザルコト
- 六、既設ノ建築物ニ對シテハ時々検査ヲ行ヒ必要アル場合ニハ速ニ補強スルコト
- 七、講堂・雨天體操場又ハ學生・生徒・兒童・幼兒ノ控所等ハ特ニ堅牢ナルモノト爲シ之ヲ萬一ノ場合ニ於ケル避難所ニ充ツルコト

第二、新築ノ場合ノ注意

一、敷 地

- 1. 敷地ハ成ルベク周圍ノ平坦ナル所ヲ選ビ崖地或ハ川岸ノ如キハ之ヲ避クルコト
- 2. 土地ハ岩・砂利交リ粘土層硬キ粘土層・砂利層等ヲ最善トシ水分無キ砂地及粘土層ヲ次善トス

- 3. 止ムヲ得ズシテ水分多キ砂地及泥地等ヲ敷地トシテ選ビタルトキハ校舍ノ構造ヲ一層強固ナラシムルコト

二、校 舎

- 1. 校舎ノ階數ハ幼稚園ハ一階トシ小學校ハ未造ニ在リテハ二階ヲ、鐵筋コンクリート造ニ在リテハ三階ヲ超ユルヲ得ザルコト但シ地階ハ之ヲ階數ニ算入セズ

2. 教室共ノ他學生・生徒・兒童・幼兒ヲ收容スル室ニハ廊下・廣間ノ數又ハ戶外ニ面スル出入口ヲ成ルベク二以上設クルコト
3. 校舎ノ第一階ニハ階段ニ近接シテ運動場其ノ他適當ナル空地ニ通ズル出入口ヲ成ルベク設クルコト
4. 階段ハ成ルベク左ノ制限ニ依ルコト但シ學生・生徒・兒童・幼兒ノ常用サルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - イ、階段ノ數ハ各階ニ付教室一ノトキハ一以上、教室八以下ノトキハ二以上トシ教室四又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一ヲ加フルコト但シ教室三以下ニシテ階段二以上アルトキハ其ノ一ハ非常階段ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得室ノ面積大ナルトキハ前項ニ準シ考慮スルコト
 - ロ、階段ハ直線又ハ全折階段ト爲スコト
 - ハ、階段ノ高サ三米ヲ超ユルモノニアリテハ高サ三米以内ニ踊場ヲ設クルコト
 - ニ、階段及踊場ノ幅ハ一、四米以上トナスコト
 - ホ、階段ノ蹴込ハ二十六種以上、蹴上ハ十八種（小學校ニ在リテハ十六種）以下ト爲スコト
5. 廊下ノ幅ハ成ルベク片廊下ニ在リテハ一、八米以上、中廊下ニ在リテハ二、三米以上ト爲スコト

コト

三、構造

構造ニ關シテハ市街地建築物法及同關係法令ニ定ムルトコロニ依ルヘキモノノ外、木造ニ在リテハ左ノ注意ヲ爲スコト

1. 基礎ハ可及的ニ其ノ沈下ヲ小ナラシムルコト地盤優良ナラザル場合ハ成ルベク深く掘下ガ割栗石・砂利等ヲ打込ミ搗固メタル上成ルベク鐵筋挿入ノコンクリートニテ築造スルコト但シ地盤ニ水氣アルトキハ杭打ヲ爲シ其ノ杭ハ常ニ水面下ニアラシムルコト
2. 建物ハ之ヲ硬軟不同ナル土地ニ跨リテ築造スルコトヲ避ケ止ムヲ得ザル場合ニハ不同沈下ノ起ラザル様軟地ヲ充分ニ堅固ト爲スカ然ラザレバ別棟ト爲スコト
3. 土臺ハボーリルニテ基礎ニ緊結シ家室全體ニ互リ柱脚部ノ連結固定ヲ圖ルコト
4. 土臺・胴差・桁・梁等ノ構架材ノ隅々ニハ燧材ヲ設ケテ三角形ヲ構成スルコト
5. 柱ト土臺又ハ桁トノ接合ニハ方杖・帶鐵物・筋違ポールト・鏝又ハ共ノ他ノ鐵物ヲ用フルコト
6. 柱ハ從來ノ慣例ニ依レバ小ニ失スルヲ以テ可及的大ナルモノヲ用ヒ且縱橫架構材ノ接合ニハ

- 仕口ニ依リテ柱ノ強サヲ減ゼザル様添木・添鐵物・ボルト等ヲ用ヒテ之ヲ補強スルコト
7. 柱ハ二階建ノ場合ハ平家建ノ場合ニ比シテ大ナルモノヲラシメ且可及的多ク通柱トスルコト
管柱ヲ用フル個處ニハ添鐵物又ハ添木ヲ當テ上下ヲ充分ニ連結スルカ又ハ控柱ヲ設クルコト
 8. 柱、梁、小屋梁ハ互ニ連絡シテ成ルベク架構體ヲ構成スルコト
 9. 小屋組相互ノ間ニハ筋違、梁挾ノ類ヲ用ヒテ之ヲ連結シ家屋ノ頂ヲ結束シテ大體ト爲スコト
 - 10 屋根ノ重量ハ震力ニ對シテハ木造家屋破壊力ノ主要ナル素因ナルガ故ニ其ノ材料ニハ石綿庫石盤ノ如ク輕良且耐火的ナルモノヲ用ヒ堅固ニ葺上グルヲ可トスルコト
 - 11 瓦ヲ用フル場合ニハ引掛瓦ト爲スカ又ハ針金等ヲ以テ下地ト緊結スルコト
 - 12 壁體ハ家屋ノ外部ノミナラズ内部ニモ縦横ニ成ルベク多ク之ヲ構成スルコト
 - 13 壁體ニハ必ズ筋違ヲ用ヒテ三角形ヲ構成スルコト
 - 14 筋違ニハ角材又ハ厚材ヲ用ヒ柱トノ接合ハボルトヲ以テ堅固ニ結付クルコト、止ムヲ得ズシテ貫ノ如キ薄材ヲ用フルトキハ兩面ヨリ榑ニ配置シ柱ノ表面ニ缺キ込ミ大釘打ト爲スコト
 - 15 柱ト一階梁、二階梁及小屋梁トノ密接合ハ耐震耐風構造上最モ重要ナルヲ以テ柄差等ノ仕口ノミニ依頼セズ其ノ接合部ハ次ノ方法ニ依リテ兩者ヲ緊結シ地震及風力ニ因ル歪ヲ防グコト

イ、柱ト梁トノ間ニ方杖ヲ用ヒテ三角形ヲ構成スルコト

ロ、接合部ハ必ズ帶鐵物、羽子板鐵物ボルト等ニ依リテ之ヲ補強スルコト（教室ノ如キ大ナル張間ヲ有スルモノニ在リテハ方杖、筋違ノ如キ斜材ヲ用フルハ緊要ナリ）。

- 16 講堂ト教室トヲ階上階下ニ分チ建築スルノ必要アル場合ハ成ルベク階下ヲ教室、階上ヲ講堂トスルコト

第三、木造校舍既設ノモノニ對スル注意

校舍ヲ検査スルニ方リテハ新築ノ場合ノ注意ニ依リテ之ヲ行ヒ又其ノ補強ニ方リテハ特ニ次ノ事項ニ注意スルコト

一、土臺ト柱トノ接合

鐵物ヲ以テ緊結スルコト

二、小屋梁及二階梁ト柱トノ接合

方杖、鐵物等ヲ用ヒテ之ヲ補強スルコト

三、柱

通柱、管柱共二階ノ上下ニ跨リテ適當ノ長サノ添木、添鐵物ヲ當テボルト締ト爲スカ又ハ控柱